

平成18年第4回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成18年12月19日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部参事兼 総合企画課長	鷺見良雄
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会 事務局長	堀部秀夫	林政部長	藤原俊一

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、写真撮影について申し上げます。議会だより編集のため、場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しております。また、報道関係者が場内で撮影することもあわせて許可をしております。

なお、傍聴の方につきましては、写真撮影については禁止となっておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議会だより特別委員会委員長 村瀬明義君から報告があります。

○議会だより編集特別委員会委員長（村瀬明義君）

議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

12月5日開催の定例会初日の議会だより編集特別委員会の委員長報告の中で、本会議での一般質問者の写真撮影については、会議中に行わず休憩時間等に撮影することを報告しましたが、12月15日の全員協議会で写真撮影について過去の経緯があるとの御意見がありましたので、全員協議会終了後、編集委員全員でこの件について再度協議、確認をしました。全員協議会での御意見を考慮して、従来どおり議場において一般質問者の写真撮影を行うことを編集委員全員の意見として決定しましたので、御報告を申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 戸部弘君と19番 高橋秀和君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受付順です。

それでは、3番 鏑本規之君の発言を許します。

○3番（鏑本規之君）

それでは、質問をさせていただきます。

私の質問は、最初に長屋の土地の件です。それから、2回目がもとバスの件で質問をさせていた

できます。分庁舎方式のことについては、きょうは削除をさせていただきます。

最初の糸貫川多目的広場に関する土地の件ですが、その場所は後で市の方からまた説明をしてもらえらると思ひまして、長屋の土地購入についてお聞きします。

この土地は1974年、県より無償で払い下げを受けた土地ですが、当時の長屋地区には受け皿となるべき組合等がなく、一時的な措置として旧糸貫町名義とすると議事録に記載されていますが、その4年後、糸貫川共有地廃川地管理組合ができましたが、なぜ今に至っても糸貫町名義なのか。また、糸貫町名義の土地であっても地権者とと言われる方がおられますが、その方たちから市は使用料及び税金とかはいただけていないと聞いていますが、もしそうだとすると、権利は糸貫町にあるのではと思われるが、いかがか。もしそうでないと言われるのであれば、その理由と、今後市としてどのように対応されるのかお聞かせください。

次に、この土地の買収に至る経緯についてお尋ねをいたします。

糸貫町時代の議事録から察しますに、45日間と極めて短い期間に、それも合併の1日前に買うことに決めなければならなかった理由でもあったのか。また、そうしなければいけなかった理由がもしあったとするなら、お聞かせください。また、売る側の代表側議員ですが、この議員は地権者ではないと聞いておりますが、地権者でもない議員が売る側の代表となった理由を説明していただきたい。

議事録等を見ますと、合併1日前の平成16年1月30日に、旧糸貫町の町長さんと糸貫川共有地廃川地管理組合組合長さんとの間で価格協定、それから補償等に関し覚書を交わされていますが、この中に坪5万円と記載されていることについて、この土地が1坪当たり5万円となった根拠等をお聞かせください。

また、合併後平成17年7月19日、地権者との間で売り買いの仮契約がなされていますが、隣接する中島土地利用組合の土地も坪5万円となっております。これは覚書と同じような内容になっていますが、議会においてどのような経緯で5万円と決まったのか、お聞かせください。

次に、もとバスの件について伺います。

もとバスは、利用される市民の方が非常に少ないと伺っており、一回りしても1名か2名、平均でいうと1.4名ということですが、私のところにいろんな市民の方から電話・ファクス等がございまして、非常に使用される方が少ないと。もう、もとバスの使命は終わったのではないかという意見が非常に多うございます。私も、もうもとバスは必要ないのではないかと考えているんです。いつまで走らせるつもりなのか、市長のお考えをお聞かせ願ひたい。以上。

○議長（上谷政明君）

1点目、糸貫川多目的広場土地に関する件について、2点目、もとバス廃止についての件について、以上2点について、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

鏑本議員の御質問に対しましてお答えを申し上げます。

議員の御質問は、大きく分類して3点になろうかと思いますが、順次御回答を申し上げます。

第1点目につきましては、なぜ今に至っても旧糸貫町名義なのか。市は、使用料・税等はいただいているのではないかと。あるいは、今後市としてどのように対応されるのかと、この3点ではないかと思っております。ただいま鏑本議員からは、概略、経緯も含めて御質問がございましたが、いま一度長屋の糸貫川多目的広場、これはスポーツプラザの隣になるわけですが、この土地の歴史的経緯を説明しつつ御回答をさせていただきます。

長屋地内にあります当該土地を含めました糸貫川廃川地は、総面積26万3,000平方メートルということで、昭和44年3月31日に地域の総合的發展整備を行うということを目的としまして、岐阜県から当時の財団法人本巣郡総合開発公社に無償譲渡され、本巣郡総合開発公社より昭和49年までに、郡内の七つの団体に無償譲渡をされてまいっております。そのうちの1ヵ所が旧糸貫町に無償譲渡された土地でございまして、昭和49年11月26日開催の第9回糸貫町議会臨時会におきまして、糸貫町財産の取得についてという議題で上程され、議決をされております。

その内容は、岐阜県の方針として地域の総合的發展を期するよう努力するという条件で、本巣郡総合開発公社に無償譲渡された経緯の説明と、長屋地区においては受け皿となるべき財産区、あるいは法人等がありませんので登記ができないということで、とりあえず糸貫町として取得するが、長屋において受け入れ体制が整ったときに無償譲渡することと決められたわけでございます。この土地は3万5,063平方メートルでございまして、地域における一体的な開発を前提として、昭和58年から糸貫町上水道の浄水場、平成3年に特別養護老人ホーム、平成4年に長屋工業団地、平成5年にスポーツプラザ駐車場、平成6年に町道高屋上保1号線の用地として開発されるなどの経緯を経まして、残る8,544平方メートルを今回購入するということでございます。昭和53年に設立された管理組合は、地元耕作者等で組織された任意の団体でございまして、土地の登記に必要な法人格を有していない団体でありましたために、払い下げができないまま今日まで旧糸貫町名義の状態となっていると、こういうことでございます。これが初めの御質問に対する御答弁でございます。

これに関連しまして、議員に御指摘いただくまで、実は私もこういう形になっているということ、不勉強で承知しておらなかったということでございまして、結果的には固定資産税とか使用料、どういうものになるのか、そういったものが徴収されていない状態が続いておりました。これに対しましては、私としまして大変申しわけなくおわびを申し上げます。現在の状況が、非常に長年にわたりまして継続されたことも真実でございまして、複雑な条件下にありますこの問題の解消に向けまして、法律の専門家や関係機関の指導を受けながら、早急に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の御質問でございますが、合併の1日前に買うことを決めなければならない理由との御質問でございます。

1番目の質問で、土地取得の経緯等につきましては説明をさせていただいたとおりでございます。歴史的経過を踏まえましたこの土地は、旧糸貫町の重要な懸案事項でもありますし、合併を目の前に控えまして問題解決の道筋をつけるために、また新市への移行に当たり、新市の事業として引き継いでいただくために、前後4回の全員協議会を経まして、議員各位に十分議論をしていただき、

理解を得てきたものでございます。

また、売る側の代表者が議員との御質問でございますが、この土地は長屋地区の長年の重要な懸案事項でありまして、耕作者で組織する組合員の皆さんが組合の代表者として選出されたもので、たまたま議会委員であったと、このように考えるわけであります。

次に3点目の御質問でございますが、要点は、覚書を交わされていますが、5万円と決まった根拠・理由、二つ目は中島土地利用組合の土地も同様に5万円と、覚書と同じようなことになっていますが、議会においてどのような経緯で決まったのかと、この2点でございます。

この土地の購入に係る経緯の中で、覚書を締結しております。その覚書の肩書の違いにつきましては、議員から御指摘を受けまして、ことし12月4日の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、地元耕作者から再三要望を受けておりました組合の代表者と締結したつもりでありまして、肩書の違いを十分認識していなかったと、これは私のことでございますが、認識していなかったことにつきまして、改めてここでおわびを申し上げる次第でございます。

坪5万円という購入単価のいきさつでございますが、旧糸貫町の前々町長が、平成2年ごろの特別養護老人ホームの用地交渉、地元説明会におきまして、坪9万円を提示していたこと、また私が糸貫町長に就任しました後、平成9年当時はバブル経済が崩壊しまして、土地価格が大変下落してまいっておりましたこと、また長屋地内の公共用地の取得を検討したときの不動産鑑定価格等を総合的に参酌いたしますとともに、地元組合とたび重なる協議を進めまして、御理解をいただきながら数回の全員協議会で協議を願いつつ、最終的に平成16年1月28日の全員協議会におきまして御了解をいただき、進めてまいったものでございます。

中島土地利用組合の買収地につきましてでございますが、平成16年9月1日の全員協議会及びその月の8日の本会議において、地続きである中島土地利用組合の土地も含めて、事業用地として一体的に活用するため購入することとし、価格も同額として御理解いただいたところでございます。この長屋の土地、中島の土地、両方が一体的になっておりますが、糸貫川スポーツプラザでの各種の大会とか、あるいは運動会、イベント等で広い駐車場が欲しいという要望がたくさんありました。また、合併によりましてその利用の頻度も高まってくるという観点がありまして、両地区をあわせて購入するという形になった次第でございます。以上、御答弁とさせていただきます。

なお、長屋地区の土地の購入につきまして、市が市の土地を購入ということがありましたが、今までの経緯、経過説明で御報告させていただきました事情から、登記簿上、旧糸貫町名義の土地を長屋地区から購入したものでございます。全員協議会等、または議員諸氏から建設的な助言、問題提起もいただいております。地元関係者と十分調整しながら対処してまいりたいと考えておりますので、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、もとバスを廃止すべきだという御質問に対しましてお答えをいたします。

もとバスの運行につきましては、合併のときの新市建設計画の3大プロジェクトの一つとして掲げられておりまして、公共交通機関のネットワーク化の具体的施策としてコミュニティーバスの運行やバスターミナル、駐車場及び駐輪場などを兼ね備えた交通拠点を整備し、既存バス路線、樽見

鉄道とのスムーズな乗りかえができるよう、安全で利便性の高い移動手段を確保することとされ、もとバスにつきましても、平成16年10月1日より運行を開始いたしたところでございます。

現在のもとバスの利用状況でございますが、5月にダイヤ改正を実施しまして、11月中の1日平均利用者は約23人でございます。議員御指摘のもとバスの使命は終わったと思われるが、いつまで走らせるのかとのことでございますが、もとバスの運行につきましても、市民の皆様からも利用者が少ないんじゃないかという指摘も確かにございます。また一方、利用者からは、交通弱者の足として大変便利でありがたいという言葉もございます。また、ある福祉施設からは、もとバスの乗り入れをしていただきたいという要望もございまして、現在中部運輸局等、あるいは地元との路線変更の調整を今しているところでございますが、そういうさまざまな御意見もいただいているところでございます。

もとバスの存続状態ということにつきましては、運行開始から2年3ヵ月という期間でもございまして、市民の御意見を速やかにダイヤ改正等に反映できるよう、よりよい方に向かうように今はまだ実証運行中でもありますことから、今後もとバス利用市民会議というのをつくっておりますので、この会議に諮りながら意見を聞き検討をしてみたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

まず、もとバスの件から再質問というのか、私の考えを述べさせていただきます。

もとバスは、今まで何度かこの議会の中で、先生たちからまた御指摘を受け、手直しがされてきたと思うんです。いろんな努力をされてきたと思いますが、今に至ってもさほどの成果が上がっていないと。確かに利用される方からは、それは便利で結構だと言われる。すべてのことにおいて100%よしということもないし、100%悪いということはないと思う。ただ、市民の方々の大事な税金をいただいて運行しておることを考えてみれば、早急に廃止という形で考えていただいた方がいいような気がするんですね。合併のときにいろんな考え方の中で、こういう交通の整備とバスの運行は、市とそれから議員の先生たちとも相談をされてつくるといったことになったとは思いますが、今に至ってみてそれが本当に必要だったかということのをいま一度深く考えて、これから運行するにしても廃止するにしてもよく吟味してもらいたいと思うし、本当の市民の声はどこにあるかということもよく考えていただきたいと思います。

それから、長屋の土地の件なんです、今の市長さんの説明では、正直なことを言いついて、到底納得のできるような回答ではないと思いますので、いま一度聞かせていただきます。

私の持ち時間は30分ですので、ちょっと言葉のきつい言い方もあるかと思いますが御了解を願って、最初の、1974年に県より無償で払い下げられて、その4年後に糸貫川共有地廃川地組合ができたということになっておるんです。今に至ってもなぜ糸貫町名義なのかという質問に対して、

受け皿となるべき法人格とか資格がなかったと。私のような人間の考え方でいきますと、組合はできたけれども、受け皿となるべき資格を有しない組合であったというふうに解釈するんですね。だから、名義を変えることができなかったと。また、その当時の議事録にも記載されているように、一時的な措置として糸貫町名義にされたと。そして、受け皿となるべき組合ができたときには、議会の承認を得て名義を変えると、長屋の人たちの組合の名義に変えるということがうたわれている。せつかく4年後にそういうきちんとした組合ができたんですが、何か足らなくて受け皿となる資格を有することができなかったと。それに対して、きょうに至るまで何の指導もされていなかったということは、どう見ても私のあれでは解せないという、わからないということになるんですね。資格を有しなかった組合ならば、資格が取れるように指導をしていくのが行政の役目ではなかったかと思うし、そのときにそのことをしてなかったことが、今に至ってこういう問題になってきたのではないかと思うわけです。

それから、結果として受け皿となる資格がなかったけれども、それらしい組合はできたということなんですが、その時点において、仮に糸貫町の名義であろうとも、使用料を何らかの形で取る方向になぜ向かなかったのか。また、市長さんが糸貫町の町長になられた平成9年ごろ、市長さんに責任があるというわけではないんですが、それ以前に何度も買っているんですね。昭和58年、それから平成3年、4年、5年、6年と、何度か何度か土地に関して市の方は開発をしているんですね。なぜ、それまでに私が指摘するようなことがわからなかったのか、これもまた私としては非常にわかりづらい。使用料等が払ってあったのか払ってなかったのか、その当時にわかったのではないかと思うんですが、残念ながら今の市長さんが就任してからは初めての売り買いのように感じるんです、長屋は、だから、この17年が初めてであり、その前の経過、その他もろもろのことは市長さんに何ら責任もないような気がするんですが、前の議会にしても、また長屋の住人の方たちもある程度はわかっていたんじゃないかと思うんですが、そういう問題が一つも出てこなかったことに対して、非常に憤りというのか不自然さを感じるんです。本来、私みたいな土地を有して固定資産税をきちんと払っている者から見ると、この土地に関して土地の使用料等、そういう税というものが一円も払われていない。私たち、まじめな市民として固定資産税をきちんと払っておる者から見ると、なぜかこの土地だけに特別な事情があってもらえなかったのか、もらわなかったのかというところが非常に不道理なところというのか納得できないところです。

そして、またこの土地を買う17年度、合併1日前、いろんな経緯を持ってやられたかもしれないんですが、議事録等から見ますと、45日間という本当に極めて短い時間内に、普通ではあり得ないような夜まで議会をやって、どう見ても強引に合併前に何らかの形で覚書等の約束を取りつけなかったかというような感じがするんですね。もっと合併してからでもよかったのではないかと思うんですね。何だか知りませんが、非常に無理をして議会を通して覚書を交わされたように思えてならないんです。

土地に関しての坪当たり5万円という価格においても、前の町長さんとの約束、前は9万円だったからと言われるかもしれませんが、私の感覚では土地というものは生き物であり、価格というも

のは時代時代によって変わるんですね。一番値がよかったか悪かったかは知りませんが、最初に高いときの値段がずうっと5年後、10年後も生きていくということ自体がおかしなことであり、買う時期にその土地の価格を正確に掌握して調査をして、そして価格の設定をまずすることが先決なんですね。そして、過去の経緯においてどういう経過があったから、前の価格よりも相当安いから、それに対してある程度の上乗せをしようとか、前の経過とかいうことに対して上乗せをしようということなら、ある程度は理解ができるんです。それが逆に、前の経過が9万円であったから5万円と価格を設定するというのには、税金を納めておる側としては非常に不道理を感じるし、価格に対して高いのではないかと。もし自分のお金で買うとしたら、この価格で買うかと問われたときに、私はちょっと疑問符がわくんです。そういうことや何かを加味してみると、非常におかしいのではないかなあと。

それからもう1点、売る側の代表が議員ということなんですが、この議員は地権者でもなければ、何の資格があつてなつたのかということを知っておるんですが、地域の円滑の云々ということなんですが、この人の肩書は本来は北部管理組合の代表ということであつて、この30日に締結された覚書に至っては、肩書は糸貫川共有地廃川地管理組合組合長となっているんですね。これは私の調べたところでは一番の上部団体であり、この議員の肩書はその下部団体というふうに解釈しているんですね。その下部団体の代表が、上部団体の代表の組合長と記載されて覚書がなされているんですね。議会の方で、それがどうしたのですかということとはまた別として、ここでなされた覚書の肩書が違っているということは、この覚書自体の内容においても、また意味においてもいかがかと。この覚書をもとにして、長屋管理組合の方の価格が一応決まったんですね。その覚書がもとで、また中島利用組合の土地の価格も変わっていると、同じような値段になつたという非常に大事な覚書なんです。

そして、この価格においても、先ほど述べたように不道理と感ずるといふ、また、急いでやらなければならなかつた理由とかいろいろなことを考えてみると、非常に不道理と感ずるんですが、また議員さんがこういう売り買い、議員というのは本来は行政の方が決めたものに対して監視するといふのか見るといふ、いろいろなことを決めるのにおいて、本当によかつたか悪かつたかを審査するのが議員だと思ふんですね。その審査する側の議員が売る側の代表となつては、何を審査するのかがよくわからなくなつてしまふんですね。私が市会議員になつて、いただいたこの本巢市の政治倫理要綱からしてみても、中に、「公正で誠実及び清廉を基本理念とし、厳正な倫理意識に徹するように努め、いやしくもその地位を利用して自己及び特定の者の利益を不当に図らないこと」と書いてあるんですね。だから、私も小さいながら会社の社長という肩書があつたんですが、市会議員になつたときにその職をみずから辞して、特定の人に、また特定の会社に便宜を図つたと誤解を招かないようにしているんですね。また、皆さんそうだと思ふんですが、この覚書とこの議員との因果関係その他もろもろを見ると、どうしてもそこにひかかりがあるんです。これは行政にどうのこうのといふことではないんですが、ここにも、その上に市長さんも含めると、市長、助役、収入役等、市会議員といふものに対する政治倫理要綱なんですが、相手もこの政治倫理要綱にひかかるで

あろうと。また、市長さんもこの中に入る一員なんです。その人たちの話し合いで物事が決まってい
いくという覚書というものの自体に、何か私では理解できないものがある。

※

_____。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君、もとバスとその件について。

○市長（内藤正行君）

もとバスの廃止について、いま一度返事せよという御指摘でございます。先ほど申しましたように、1日に私どもの方は23人ということで決して多くはございません。けさの新聞にも出ておりましたが、岐阜市でも市営バス、コミュニティーバスを走らせておられまして、市橋は20人、日光が30人とか、100人ほど乗るところもあるようなふうに出ておりました。地域によって随分違います。交通の便のいいところが、かえって利用が少ないというようなこともございます。三重県の鈴鹿市では、そうした中でコースの改善とか、いろいろな誘導策を行って、5年間試行をやっているところ、こういうふうにも聞いているところがございます。本市としましても、期限はなかなか申せませんが、もうしばらく運行をさせていただきたいと思えます。この運行には1年間に2,982万円の費用を要しておりますが、県から1,003万6,000円の補助、34%の補助をいただいておりますので、そういったことで全額が持ち出しでもございませんし、しばらく運行をしつつ、十分また市民の皆様様の御意向を伺った中で進めさせてもらいたいなあと、そして最終的な結論を出してまいりたいと、このように思えますので、よろしく願いいたします。

それから、糸貫川多目的広場に関する件でございますが、たくさん再質問をちょうだいいたしました。受け皿として組合ができたけれども、これは53年でございますが、最終的に譲渡がなされなかったと。これは先ほども申しましたように、固有財産と仲間の財産があれば、そこを核にして共有財産があれば組織ができますので、そこへおろすことができたということです。また、法人があつてその法人が土地を持っておられますと、そこへおろすことができた。中島の場合は農事組合法人がありましたので、そこへ譲渡したという形になっております。ですから、任意組合では登記ができませんので、譲渡ができなかったということでございます。

それなら、なぜ指導してこなかったかと、このように御指摘がございました。過去5回買って

※ 後日取り消し発言あり、副本より削除

りますので、そうした中で指導すべきであったのではないかと、このように申されているわけでございます。その点、行政としても御指摘の点は、まさに弁解の余地がないんじゃないかと反省しております。この点につきましては先ほども申しましたが、私自身も町長に就任したとき以来、こういう状態になっているということは不明であったということで、大変反省をしておるところでございます。

また、使用料をなぜ取らなかったのかという御質問でございます。実質登記は町でございますし、完全に譲渡をしていないということでございます。これは私の想像でございますが、まだ譲渡はしておりませんが、耕作とか管理をして、その土地を守っていただいているというような管理料的意味合いで使用料をかけてこなかったのかということも考えられます。また、税ということになりますと、町名義でございますから、短絡的に税をかけるというわけにもいかなかったと。この辺につきまして、今後専門家の意見を聞きながら取りまとめていかなきゃいかなのですが、これは今現在私の立場で税を賦課させていただくということも短絡的には申せません。市民の皆様も目もあるわけでございますが、そうした中で常識的には議員おっしゃるように、使用料も税も取らん土地というのはないはずだおっしゃるわけで、確かにそうでございますが、とにかく所有関係が大変複雑になっておりますので、その辺の分析をする中で、どこに課税をするのかといったこと、あるいは課税ができないという結論にならんとも限らんわけですが、その辺も含めまして十分協議していきたいと。そして、地元の皆様にも、方向が決まりましたら協力をさせていただくようお願いをいたしたいと、このように思っている次第でございます。

それから、45日間という短い期間で話を決めてしまったということに対しての疑念があるわけでございますが、これにつきましては先ほども御説明いたしましたように、旧糸貫町の課題でありまして、9万円の単価の話も出ましたが、前々町長さんが3万5,000円平米、全体の面積を9万円で買わしていただくということを平成2年のころに発言していらっしゃるわけでございます。このころはバブルの大変盛んなときでございますが、地価も高まっていく方向でありましたので、そういう発言も出たかと思いますが、地権者関係の皆様にもそういう話がしてありますし、役場庁内でも町長がそうおっしゃったということでございますから、こういう町長の発言というものは、私はその後の後の町長でございますが、引き継いだ私どもはその意向は守っていかないかんといい立場にあるんじゃないかと思っております。ですから、そういう意向を十分踏まえた中で、市になりまして、新市の中で最終的にはこういう土地がありますという形で事務引き継ぎを行って、新しい市で解決してもらおうという方法もあったかとは思いますが、ゆうべも議事録なんかを見せていただきますと、5月の時点で地元の方も、もう9万円と言っているのはなかなか解決していかないということで、値を下げてでも交渉すべきだというような話が出たということで、全員協議会でもそういう報告をさせていただいておりますが、15年5月の時点でそういう話が出始めておりまして、その間半年ぐらいたってから急遽解決の方に行っているんですが、ちょっと期間があり過ぎたわけでございますけれども、そのころから動きが出始めたということでございます。そういう経過を踏まえまして、15年の12月にいよいよ全員協議会で本格的な詰めを始めまして、1月に3回全員協議会を行って最終

的に決めていただいたと、こういうことでございます。ですから、これは新市になる前に地元と詰めておきたかったということでございます。ややこしい土地でございますし、懸案の事項であったということ。これをまず形として新市にスムーズに引き継いでいただきたいということで、45日といえは短いかもしれませんが、また一方たび重なる地元耕作者の組合、あるいは議員の皆様との全協等で調整をして進めてまいって、方向性を見出してきたということでございます。

5万円は高いのではないかと御発言もございますが、これは9万円ということから条件がかなりおりてきたということ。さらに市としては、先ほども申したところでございますが、町の時代から、とにかく一連の行事をやりますと駐車場が狭くて、柿の里の駐車場からピストン輸送をしたり、あるいは本巢町の今の庁舎の前の駐車場を借りて、そこからピストン輸送をしたりしなきゃいかんだということで、大変狭さを感じておりましたので、これは何とかあそこを買収して広くしたいという意向は当然ありました。そういう希望と地元の皆様との調整、さらに14年には、これは最終的には公用地の買収がならなかったんですが、長屋地区で公用地を購入したいという試みで、土地鑑定評価もさせていただいております。それが5万余でございましたので、そんなことも目安にしながら行ってきたということでございます。

肩書の違いにつきましては、先ほど私がお断りしましたように、私自身が確認をしっかりとなくして見過ごしていたということでございます。

また、議員は審査する立場にあるわけで、売る側の代表者としてはいかななものかという御質問でございますが、これにつきましては、私どもの方でどうという判断も難しいと思いますので、また議員の皆様の中で御審議、御協議をいただいて判断をいただければありがたいと、このように思う次第でございます。

※

_____。

以上、再質問に対しますお答えとさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

土地のことにに関して、今最後に、余剰地という問題も大事な問題なんですけど、最初に県の方から払い下げられたときに受け皿となるべきものがあれば、もうその時点において中島のように全体のものとしての登録ができたんですね。その中に権利を有する人たちが何人おられるかということで、

※ 後日取り消し発言あり、副本より削除

組合みたいな形ができておると思うんです。ですから私の考え方からいくと、最初にもしきちんとその時点において組合ができておれば、その名義に全部なったはずなんです。そうすれば、その一番上の組合の所有する土地となり、その中で組合員がどう耕作をされていようと、それは組合の中の問題だと思っただけです。だから、最初の議会でそういう組合ができれば、その組合に議会の承認を得て名義をそちらに移すということがうたわれている以上、もしもの話ですが、長屋にそういう組合ができていれば、その組合にすべて名義が変わっていたと思うんです。その中のいろんな土地をどのように利用するのは組合員の中のお話し合いであって、行政が関知するところでもなければ、市議員がどうのこうの言う立場ではないと思っている。

市が買うとか、市の土地とか、いろんなことで言われるんですが、基本的には市には土地はないんです。国の土地とか言うけれども、私はそうじゃないと思っている。市の土地と、市の建物と、これは市民の建物であり、市民の土地なんです。市が持つておるものなんていうものは、一つもないような気がするんです。市民のものであり、国じゃなくて国民のもので。このとき買われた土地が高いとか安いとかの評価にしても、私も私なりに土地鑑定士をお願いをして、その土地が5万円が適正か適正じゃないかということは判断させていただきました。正直なことを言いまして、非常にびっくりする価格であります。その価格で買えば、市民の人の税金が少しでも助かったのではないかという気もするんです。高い安いはそのときそのときの事情によって異なるから、あまり値段のことは言いませんが、議会においてでも議員がそういうことがいいか悪いかという問題、これは議員としての物の考え方であり、議会の責任というふうで解釈をして、また先輩諸兄各位皆様の議員おられますので、その中で今後こういうことに対してどう対応するのかということを検討してもらえれば大いに結構だと思います、私も議員の一人として。

バスのことに関しても、それなりの事情もあろうかと思う。でも、そういうものに対して物事をやることにおいては、すべて市民の税金でなされるんですね。市民にいただいた税金の中から物事をすべてやっていくんですね。その市民から預かった大事な税金を少しでも有効に使うようにしていくのが行政であり、またそれを少しでも有効に使えるように監視するというのは議員の役目であり、また市民の方が何を望んでおられるかということも議員として市民の声を聞いて、そして行政をお願いをして物事をやっていくというのが市議員であり、また行政だと思っただけです。議員は議員の立場があるとか、議員のプライドとか、行政は行政のプライドとか、そういうことは別として、市民にとって本当にいいことなのか、バスのことに関しても、国から補助金をもらっているんだ、県から補助金をもらっているんだよと言われるけれども、その国からもらっている補助金も、国民であり県民であり市民である私たちの税金なんですね。国からもらおうと、県からいただこうと、市からいこうと、それはすべて私たちが一生懸命働いて、その中から出した税金なんです。区別はないと思っただけです。国からもらってくるお金であろうと、市から出すお金であろうと、それがすべて市民の血税なんです。そこに何の隔たりもない。そのお金が有効に使われているかどうかということは真剣に考えていただきたいと思う。

バスのことに関しても、確かに県に申請をし、補助金をいただいたりしている。よく考えてもら

えれば、その補助金も私たちが払った大事なお金なんです。そのお金を有効に使うように、また市会議員の先生たちにもそれなりの議員としてのモラル、プライド、メンツ、その他もろもろのものがあるだろうと思う。ただ、私は議員になってまだたかが1年そこそこ、市民としての感情の方が非常に強いし、この議会に関してでも何となく憤りを感じているというのか、なぜというところが非常にある。

この土地の件に関しても、正直なことを言いまして、地域の人たち、耕作者24名の人たちは、使用料というものはちゃんと払っているんですね、組合に。組合に払っているんですが、どこにどうなったかということもよくわからないような、だから耕作者にとってはこうやって指摘されること自体がまた不愉快な思いをしておるような気がするんですけど、またこのことに関しては議会の議員の先生、また行政の人、地元の人とよく話をしてもらって、市民の方が納得のできるような回答願えることを心より願って、きょうは終わらせていただきます。どうもでした。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

鏝本議員から貴重なお考えを拝聴いたしました。まさに主権在民と言われておりますように、主権者は市民でございます。私どもは、市民3万5,000人の方々の負託、意向を受けてこの市政をお預かりして運営させていただいているわけでございます。また、議員の皆様もそれぞれ市民の御推挙で議員になられているわけでございます。市民のためにむだのないような行政を進めていかないと、このように思っている次第でございます。それには私ども執行部内で連携・協調して、一体となっていかなきゃならんですし、議員の皆様方におかれましても、本巣市議会議員として、今、鏝本議員おっしゃったように、十分連携を密にされる中で進めていかないとおっしゃったわけで、まさにそうではないかと思えます。また、私ども議員の皆様とは議論はそれぞれあろうかと思えますが、そうしたさまざまな議論を十分尽くした上で、お互いの理解の上で円満な市政を進めさせていただきたいと、このように思っている次第でございます。大変貴重な御発言をお聞きしまして大変ありがたく思っている次第でございます。今後ともよろしく御指導賜りますようお願いいたします。私の今の御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、2番 船渡洋子君の発言を許します。

○2番（船渡洋子君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って2点質問させていただきます。

初めに、16日の岐阜放送でも紹介されていましたが、糸貫中学校が県優秀校の表彰を受けられましたこと、大変おめでとうございます。地域貢献活動に取り組んでいることや、常日ごろの地道な教育活動が評価されたものと思えます。これからも一人ひとりが光り輝き、心通い合う教育をよろしく願います。

それでは、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進についてお尋ねします。

文部科学省では、親と子供の豊かな育ちを支援するため、早寝、早起きや朝食をとるなど、子供の望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動を推進しています。今年4月24日には、この運動に賛同する100を超える個人や団体、PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など、幅広い関係者による「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立されたところです。子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、近年よく体を動かし、よく食べ、よく眠るといふ、成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。例えば、テレビを見るなど夜更かしをすると、体内時計と実際の時間のずれが生じ、時差ぼけのような状態になってしまい、そうすると体調が崩れ、意欲が低下してしまいます。家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、地域による一丸となった取り組みが重要な課題として「早寝・早起き・朝ごはん」運動が展開されることになりました。

最近の調査では、就寝時間が10時以降という小・中学生が過半数を占め、子供の生活の夜型化が進行しています。朝の欠食率は、小学生が15%、中学生は22%に上っています。先日の岐阜新聞には、朝食抜き児童4.6%とありましたので、岐阜県は全国レベルよりも約10%よいのですが、子供の学力や体力、気力の低下の要因として、生活習慣の乱れが指摘されています。事実、毎日朝食をとる子ほど、ペーパーテストの得点が高い傾向が見られ、不規則な生活に起因する少年非行化も深刻化しています。本市において具体的に取り組んでいることがありますか。この運動の推進状況はどうでしょうか。

次に、通学路の安全点検についてお尋ねします。

本巣市南部において大型商業施設ができ、道路も整備されてきていますが、その結果交通量がふえ、物すごいスピードで走っていく自動車を見かけます。特に、朝は通学と自動車通勤の人が重なり、大変危険な状況です。歩道が隔離されているところは安心ですが、そんな箇所は少なく、交通量の激しいところも子供たちが登校しています。もちろん、歩行者も自動車を運転する人も安全を確認することは当然ですが、通学時間の間、交通規制をすとか、何らかの対策はできないでしょうか。真桑小学校においては、地域安全マップつくろう会「この指とまれ」と題して、11月18日に通学路の危険な箇所の調査と清掃活動をされました。この日は休日、あいにくと通学時間よりも時間帯も遅いので、通学時と同じ条件の調査ではないため、正確なことがつかめなかったかとは思いますが、どのような結果でしょうか。

また、通学路に「子ども110番の家」があります。活用されることがない方がいいわけですが、この子ども110番のシステムはどのようになっていますか。各校下に安全マップができていると思いますが、見直し、総点検はされていますか。交通安全と防犯も含めて、改善されたことがあれば教えてください。

以上の2点を高橋教育長にお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

1点目、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進についてと、2点目、通学路安全点検について、以上2点について答弁を求めます。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の本巢市における推進状況についてお答えをします。

本巢市教育委員会におきましても、この運動は、子供を健やかにたくましく育成していくために大切なことととらえております。最近、本市が実施しました市内の小学校5年生と中学校2年生を対象にした調査によりますと、睡眠時間に関する実態は次のようでした。小学校5年生ではおよそ54%が、中学校2年生ではおよそ89%が、夜10時を過ぎてから就寝しているという状況にあります。また、睡眠時間につきましては、6時間以下が、小学校5年生ではおよそ2%、中学校2年生ではおよそ16%に上り、本市におきましてもやや夜型の生活リズムにあると言えます。

一方、朝食の摂取状況につきましては、次のような結果が出ております。1週間のうち、一日でも朝食をとらずに登校した子供は、小学校5年生では3%、中学校2年生では11%という状況にあります。全国の調査結果ほどではありませんが、欠食のまま登校させている保護者が本巢市にも存在するというのが実情でございます。こうした実態を踏まえ、各幼稚園、保育園、小学校、中学校では、学校だよりや保健だよりなどを通じて、睡眠不足であったり、欠食をしたりすると子供の耐性、いわゆる我慢する心や集中力がはぐくまれないことを保護者に御理解をいただき、生活リズムの改善を図る働きかけを行っております。

また、各保育園、幼稚園、幼児園、小・中学校で開設しています家庭教育学級では、給食試食会を行い、養護教諭や栄養職員が講師となって、食育の大切さを指導しております。乳幼児期、ゼロ歳から2歳のお子さんを持つ母親に、年間延べ16回開催しています乳幼児期家庭教育学級の折に、早寝・早起き・朝ごはんという観点で、家庭生活を見直していただくような家庭教育学級だよりを発行しております。そのほか地域におきましては、ラジオ体操交流とか、クリーン活動といった触れ合いの場を持っております。

こうしたさまざまな取り組みは、議員御指摘の早寝・早起き・朝ごはんの啓発活動を行っていることになると考えております。今後、本巢市青少年育成市民会議でも、キャッチフレーズとして「早寝・早起き・朝ごはん」という言葉を掲げて活動していくことを検討してまいりたいです。こうした活動は、子供の望ましい基本的生活習慣を育成し、よりよい生活リズムを向上させ確立していくこととなりますので、今後も継続して指導していく所存でございます。

次に、二つ目の御質問についてお答えをします。

11月18日に行われました真桑小学校の通学路の調査と清掃活動は、本巢市地域活動推進委員会により行われました事業でございます。小学生、中学生、高校生、それに大人も含めた90名余りが参加をしました。側溝の破損により危険と思われる箇所や、雑草が生い茂っていて通りにくい箇所は早急に改善していきたいと対応がなされました。通学路の点検や変更につきましては、各学校で保護

者や地域住民の方から交通事情や危険箇所などの情報を得て、教職員が通学路を子供と一緒に歩き、事情を確かめております。そして、その都度検討をして、必要とあらば改善が図られております。

次に、子ども 110番の家についてお答えをします。子ども 110番の家は、市内に 363軒ありまして、子供の安全を守るためにその役割を果たささせていただいているところでございます。この9月には、小学校区の子ども 110番の家を掲載した通学マップも各小学校や自治会長様に配布をいたしました。子供はそのマップを活用して、子ども 110番の家がどこにあるのかを知って、あいさつをする活動が各小学校において行われております。子ども 110番の家の方には、今後も活動をお願いしますとともに、地域の方に、地域の子供は地域で守るという立場に立って、地域全体で子供たちを見守ってくださるようお願いをして、子供の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

2番 船渡洋子君の発言を許します。

○2番（船渡洋子君）

大変そういった活動が進んでいるという御回答をいただきました。これは全国的な事例なんですけど、2点紹介させていただきたいと思います。

青森県の鶴田町は、平成12年の国勢調査で町民の平均寿命が全国平均を大幅に下回っていたことから、集団検診の検診率向上や生活習慣病から守るための食生活改善など、さまざまな施策を町民総参加による健康づくり運動として展開。平成14年に小・中学生を対象に食生活状況調査を実施したところ、1割以上の子供が朝食をとらず、しかも10時以降に就寝する夜更かし児童が多数いるという結果を得ました。町民の長寿を守るには、御飯を中心とした日々正しい食生活習慣を身につけることが大切だと考え、町の食育基本法ともいうべき「鶴田町朝ごはん条例」を制定し、平成16年4月1日から施行、「早寝・早起き・朝ごはん」をキーワードに町民の健康増進を図る運動を展開していることから、平成17年度地域づくり総務大臣表彰を受けています。

また、学力、体力の低下の要因とされている夜更かし、朝寝坊、朝食抜きの悪循環を断ち切り、生活リズムを改善させようと、東京品川区立の小学校では、児童の生活リズム向上の取り組みとして、朝食摂取率 100%、給食の残渣率10%、10時までの就寝率90%、歯磨き率95%などの数値目標を立てて挑戦。1学期には6年生の2クラスを対象に、生活習慣の違いが児童の健康や学習意欲などに与える影響について効果測定を行い、夏休み前の6月末から3週間、1組は早起きをして7時20分に登校、全員でラジオ体操、保護者ボランティアがつくった朝食を一緒に食べる、歯磨きのメニューを実践。2組は通常どおり生活をして、それぞれ1. 体温、2. 歯肉の状態、3. 百ます計算、4. 忘れ物の変化を比較した結果、早起きをした1組の方が体温が上昇し、歯肉状態も好転、3日目ごろから活力や落ちつきが増したように感じられ、食欲は昼の給食でも旺盛になり、食べ残しがゼロになりました。しかし、せっかく身につけた生活リズムも、夏休み直後に大きく崩れ、特に10時までの就寝率は、6月調査よりも20ポイント近く悪化しました。各家庭での意識改革が大事

ということで、2学期から毎朝菓子パンだけなんてだめですよと、クラスごとに親子会食会を開きました。学校栄養士の方が講師となって、保護者を相手に小一時間、朝食の大切さや栄養のバランスのとり方など具体例を交えて説明。主食、主菜、副菜、汁物、どれも欠けないように各家庭で工夫してくださいと呼びかけています。朝食の大切さを保護者に直接啓発できる親子会食会は、好評のうちに全クラスを一巡、保護者の参加率が75%に迫るほどで、初めて聞く話が多く、とてもためになった、また開催してほしいなど、大きな反響がありました。

早寝・早起き・朝ごはん、そんな当たり前のことと思いがちですが、できていないのが現状です。当たり前だからこそ、きちっと取り組むことが大事だと思います。本市においては、そういったことが先行をしてされているということですが、さらに具体的に進めていただきたいと思えます。2007年度からは、就学前に生活リズムを身につけることが重要との指摘もあり、幼稚園や保育所でも取り組んでいく方針と聞いています。乳幼児の段階で規則正しい生活リズムが形成されると、情緒的に安定するとの結果を受け、切れる子供対策として実施されるそうです。いじめ、暴力、徘徊、無気力、自殺、これらは子から親へ発信するSOSの信号ではないでしょうか。やれることからやっていく。よいことは取り入れていってはどうでしょうか。

次に、通学路の安全点検についてですが、既にそういったマニュアル、マップもできているということですが、年々交通事情が変わってきているということで、市民の皆さんから危険という声が多く聞かれます。そういった声がすぐ届くように、通学路整備に迅速に取り組めるように、通学路改善マニュアルを作成してはどうでしょうか。各学校で通学路の整備や危険箇所の改善要求などを行う場合に、だれがどこへどのようにお願いするのか整備するものです。お考えを聞かせてください。

ある地域では、毎月15日が「いい子の日」ということで、児童と一緒に登校をして、そしてその後改善を検討しているというところがあると伺いました。これはボランティアで、PTA、お母さん方がやっているわけですが、そういったこともいち早く察知をして改善ができるようなシステムづくりも、既にできていれば結構ですし、まだできていないなということでありましたら、早速そういった改善マニュアルを作成していただけたらいいのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

船渡議員、1点目は要望でいいですか。

○2番（船渡洋子君）

はい。

○議長（上谷政明君）

2点目について、答弁を教育長に求めます。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

1点目の要望でございますけれども、思いを少しお話しさせていただきますと、議員おっしゃい

ましたように、よく食べ、そしてたくさん運動をしてよく眠る、規則正しい生活をするということは、今も昔も変わらない不易のことととらえております。そして、そのことが心豊かでたくましい本巣っ子をはぐくんでいくことになると思いますので、今後も継続して指導に当たっていきたいという思いでございます。

2点目の通学路にかかわりましては、具体的に申し上げますと、平成17年度に6件の見直しをしております。弾正小3件、真桑小2件、真正中1件、それから18年度には本巣小で2件、本巣中で2件、計4件、具体的に先ほど申し上げましたように経緯を経て、改善した方がいいということで見直しを図っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

2番 船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

食育ということも、今、教育長の方からお話があったわけですが、そういった食育ということは、本当にこれからも大切なことだと思いますので、さらに家庭とまた学校とが一体となって、そういったことにも力を入れていただきたいなあというふうに思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

会場の時計で55分まで休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（上谷政明君）

再開をします。

続きまして、6番 高橋勝美君の発言を許します。

○6番（高橋勝美君）

議長のお許しをいただきまして、内藤市長に樽見鉄道の経営改善について1点お尋ねしたいと思います。

第三セクター樽見鉄道の本年度上半期の決算が11月22日に報告がありましたが、4,500万ほどの赤字になっているということでございまして、4月に大型施設モレラ岐阜が開業しましたが、その利用乗降客が、3月から貨物輸送をやめておるわけでございますが、その穴埋めができなかったかということをお尋ねしたいと思います。

それと、ガソリンが高くなったり軽油が高くなったりしておりますものですから、経費が高くなったと思いますが、経費の節約等はどのようにされているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、今後の新しい企画はどのような企画をされているかということをお尋ねしたいと思imas。

私が昨年12月の定例議会において同じような質問をさせていただいたわけですが、19年度中に経営方針をどうするかということを決めるというお話を承っておりますが、今後どのようなお考えでおられますか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

樽見鉄道の経営改善についての答弁を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

樽見鉄道の経営改善につきましての御質問に対しましてお答えをいたします。

第1点のモレラ岐阜駅の利用状況についてでございますが、4月21日の開業以来、11月現在で9万6,812人、1日平均432人で、平日の平均は334人、休日の平均は636人となっております。当初の新駅設置計画の年間需要人員を7万3,000人と見込んでおりましたので、これを大幅に上回っている状況となっております。また、13日には利用者が10万人を超えまして、この日10万人目となったお客様に対しまして、記念品などを渡すイベントも行われたわけでございます。しかしながら、この人数はモレラ岐阜の開店初年度でありまして、珍しさがあったということも考えられます。11月の1ヵ月の1日平均乗降客は280人ということでございまして、開業日から11月までの432人を大幅に下回っています。しかしながら280人平均で年間いきますと10万人を超えますので、何とかこの人員を維持していきたいと、このように思っている次第でございます。

2点目の貨物輸送の廃止の影響を埋めることができなかつたかとの御質問でございますが、11月22日、樽見鉄道の役員会で報告された上半期の営業実績に基づき、旅客、貨物収入のみで比較しますと、旅客収入が前年比1,600万円の増収、一方貨物収入はゼロでございまして2,000万円の減収となっております。ことしは桜輸送、通学定期もちょっと減っておりますが、そういう減収という点もございすけれども、モレラ岐阜駅でこれだけの乗降客がありまして、貨物輸送収入の撤退分を完全に埋めることができなかつたのではないかと、このように思っておるところでございます。

3点目の経費節減をどのようにされたのかとの御質問でございますが、昨年12月に説明させていただきましたとおり、樽見鉄道経営改善計画に沿いまして実施されております。今年度における主な経費削減計画の内容につきましては、貨物輸送業務廃止による機関車の廃止及び人件費、動力費の削減がされております。上半期営業実績におきます削減額は900万円となっております。このほか機関車の定期検査の費用とか、大垣駅への乗り入れ費用、こういったものも総合的に、また複数年で削減が出てくるものもございすので、その点も考慮していかなきゃいかんわけですが、単純に見てみますと、現在見積もれる額はそのような額になっていると、こういうことでございます。

4点目の、今後の新しい企画はどのように実施する予定かとの御質問でございますが、樽見鉄道経営改善計画の増収計画で示されております「シルバー180」会員制度、これも年々ふえており

まして、増強しております。また、菓草列車を初めとするイベント列車、現在報道されております「しし鍋列車」等々ですが、今後も継続するというようにしております。新しい企画につきましては、市民みんなで年1回乗車というキャンペーンを、今後沿線市町の協力をいただきながら、具体的な取り組みをしてみたいと思うわけでございます。この市民みんなで年1回乗車は、各市町のイベント、お祭り等々に合わせまして、モレラ岐阜とタイアップしながら、モレラ岐阜さんにも、例えばこのイベントキャンペーンの切符を特別に販売いたしまして、それを持っていらっしゃる方は、モレラ岐阜で食事をされたり、買い物をされたときの割引があるというような制度を仕組みでいこうかと、このようにして乗降客の増強を図ってみたいと考えている次第でございます。

5点目の、樽見鉄道に対して支援継続の協議の進行状況はどうかとの御質問でございますが、平成16年度に沿線市町で構成する樽見鉄道連絡協議会で、17年度から3ヵ年の支援が決定されておるわけでございますが、その後の支援につきましては、平成19年度に経営状況を確認して、経営の改善が認められた場合は支援を継続していくと、こういうことになっているところでございます。このため、平成20年度からの支援につきましては、実質17年から18年度の経営状況が確定した後、この2年間分について樽見鉄道が提出した樽見鉄道経営改善計画が達成されているか否かで支援の継続が決定されることとなっているわけでございます。樽見鉄道においては、17年度に1億2,000万円の赤字、18年度上半期で、先ほど議員申されましたように4,500万円の経常損失ということになっております。2ヵ年とも、樽見鉄道経営改善計画で示されております経常損失を大きく上回るが見込まれているわけでございまして、非常に厳しい状況であるということでございます。いずれにいたしましても、樽見鉄道は市内を縦貫する重要な公共交通機関でありまして、樽見鉄道連絡協議会等において慎重に協議を重ねてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

6番 高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

17年度から、樽見鉄道に対しての経営を関連市町村で考えておられるということでございますが、たまたま今年度モレラ岐阜がオープンしましたものですから、それまでは全然計画もなかったわけですが、モレラ岐阜という商業施設さんがオープンしまして、この13日に10万人を突破したというようなことでございますが、それがなかったら樽見鉄道としてはほとんど経営ができないような状況じゃないかと考えられるわけでございます。それと、17年度決算で樽見鉄道対策基金として、17年の3月31日には1億3,750万円ほどあったわけでございますが、17年度中に3,950万円負担して、残りが9,800万円というようなことで、残りがだんだん少なくなってきておるわけでございますが、早く経営改善をしてもらって、何とか利用客を多くしていただくということも大事でございますが、先月16日に利用者も樽見鉄道モニター乗車ということが行われたようでございまして、その中で車いすの乗降ができないと、バリアフリー化が不十分だというようなこと、また維持管理が悪くて塗

装がはがれているというような指摘があったようでございまして、今後うすずみ温泉とタイアップして観光列車として使っていくなら、もっと乗降客のサービスをしないといかんのじゃないかと。営業に徹したサービスを持っていかないと樽見鉄道の維持が難しいんじゃないかと思っておりますが、それと上半期に大きな損失を出しておるわけでございますが、その改善として、東海地区では大井川鉄道がSLで昔の電車を走らせておるということでございまして、特に燃料の節約等がこれからうたわれるわけでございますが、昔の電車のSLを走らせた経費の節約等も、リースをして借りられるのであれば借りてきて使うようなことをして、またラッセル車を神岡鉄道からお借りされておるようでございまして、そのようなことも考えながら、またほかにもそういう貨車があればお借りして、今後何とか宣伝していかなければ、神岡鉄道のような、あそこも貨物をやめてから2年ほどでこの12月1日に廃線になったということでございます。その間に新駅もつくったりして利用客をふやそうと考えておったんですが、なかなかふえなくて廃線にしたようなことで、今後観光鉄道ということで使われるようでございますが、そのようにならないように、特にうちはうすずみ温泉等がございしますもんですから、今後利用客をふやすことを考える方法を、第三セクターであります、役員にもなっておられる市長さんの方から、ひとつ今後の経営的なことの要望をお願いしたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

今、御指摘がありましたようなバリアフリー化とか、塗装の管理といったことがございます。当然、これは今の時代ではとるべき措置でございまして、指摘も受けているところでございますので、十分そういった点を、県の補助事業であります近代化整備事業という形のものを取り入れながら進めてまいらなきゃいかんと、このように思っております、十分会社の方も承知はしていることでございますので、取り組むということを進めなければいかんわけでございます。また、車両の更新ということも年次計画を立てて行うことになっておりまして、これにも対応していかないといかんということでございます。それにしましても、現在の経営状況を明るくしていかないといかんということでございますので、そういった点に重点を置いてこの連絡協議会、各市町の首長でつくる協議会に諮りながら御理解をさせていただかなきゃいかんということでございます。連絡協議会の首長の会議におきましては、何と申しましても本巣市が設置計画要望をしているということで、当初からの話でございますが、どうしても私どもの方への負担が大きくなってまいるわけでございます。そうした点も十分考慮しながら、議員の皆様にも御理解を賜ってまいりたいと思うわけでございます。

また、SL等の導入をして観光客の乗降をふやしたらどうかという御発言でございしますが、SLもどこから借りてこないかんわけでございます。もう十数年前でございしますが、5日借りるだけで3,000万円ぐらいかかるということでございまして、もうそうしたことは経営上とても成り立つものではないので、無理ではないかと、このように思う次第でございます。

本当に樽見鉄道、先ほど申しましたように厳しい経営状況でございしますが、一方公共交通機関と

しては大事なものでございます。市民の皆様、この沿線の市町の皆様にできるだけ乗っていただきたいということで、先ほど申しましたように、せめて市民は年1回ずつ乗っていただければ、それだけでも30万人ぐらいになるわけでございますので、そういったキャンペーンを重点的に行ってまいりたいと、このように思う次第でございます。樽見鉄道をお願いにつきましては、ただいま申しましたように、本巢市の市政次第にかかっていることになろうかと思えます。議員の皆様のご格別の御理解をいただかなきゃいかんのではないかと思う次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

6番 高橋勝美君。

○6番（高橋勝美君）

特に、樽見鉄道は市民の足として大変に利用されることでございますから、廃線にならないように特に今後努力をしていただいて、何とか本巢としては大切な市民の足として残していただくように努力していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、通告しております5点について質問をいたします。

第1番目は、いじめ問題についてであります。

御承知のとおり、今いじめが原因で、子供が自殺にまで追い込まれるという本当に悲惨な事態が続いて起きています。かつてないほど深刻な問題になっているというふうに思っています。文部科学省は10月19日付で、いじめ問題への取り組みの徹底についてという通知を県の教育長などに出しました。この通知を読んでおりますと、このように書いてあります。「これらの事件では、子供を守るべき学校、教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者を初め国民の信頼を著しく損なっています」と述べています。今申し上げたこと自体は、それはそうだというふうに私は思いますけれども、ここで欠落しているのは、じゃあ文部科学省の責任はどうか、国の責任はどうかということについては、全く触れていません。文部科学省は、いじめそのものの定義をこのようにしています。

「自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」というふうにしてあります。その結果、一体全国でどういうことが今まで起きてきたかということ、結局本当のいじめの実態が覆い隠されるという中で、さらに深刻な事態が進行してきたというふうに思っています。

例えば、長野県の松本市の例であります。文部科学省の基準によるいじめは2件だったという前提の上に立って新聞報道がなされております。それによりますと、市独自の基準で実態調査もを行い、16の小・中学校から47件の報告があったという、ただ32校はいじめなしとの回答で、市の教育

委員会は実態とは思えないとして、年内に再調査をする意向というふうに言っています。この松本市の教育委員会のいじめの問題に対する考え方としては、身体的な嫌がらせや冷やかされ、暴力を振るわれ、仲間外れにされてもだれもとめる子がいない。部活で相手にされず、教室で服を脱がされた、また「うざい」「消えろ」などと言われ、一時不登校になった女子生徒もいた、こういう例が報告され、でもこれらは文部科学省の基準でいえば、いじめには該当しないというふうに判断される。そうした中で教育委員会としては、今後の課題、あるいは取り組みとして、文部省基準ではいじめの実態は本当には明らかにならないということで、地域を上げていじめ防止の機運を高め、自殺で大切な命をなくす子供が出ないように努力していきたいという方針を出しています。

また、先ほど申し上げました文部科学省の通知は、このようにも述べています。「いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと」と対応について述べています。これもまさにそのとおりであります。けれども、これまでいじめが隠されてしまう原因の一つとして指摘されてきているのは、いじめがあるという報告をすると、その学校、あるいはその担任、そうした人の評価が下がってしまうという学校評価システムの欠陥があるということも、同時に言わなければなりません。

こういうようにいろいろな問題がありますが、こういう状況の中で、私は、今我々が考えなければならないのは、本巣市の子供は本巣市の我々がみんなで守っていくという立場で、学校任せでなく、保護者、地域を挙げての共通の認識にし、取り組みにしていくということが求められているというふうに思います。そうした考え方の上に立って、2点お伺いしたいと思います。

第1番目は、市の実態はどうなっているのか。これについては、文部省の基準と同時に、市として認識、把握されている状況をあわせてお伺いしたいと思います。

二つ目は、いじめは残念ながら大人社会でも蔓延しており、いじめそのものを根絶するというのは非常に困難だというふうに思っています。未然にこれを防ぐことができれば一番いいわけでありますがけれども、仮にそうでなくても萌芽のうちに見つけ、そのための必要なケアをするための認識をすべての関係者が共有すること、そしてそのための体制をつくり上げていくことが求められているというふうに思います。この間、中学校を幾つか回ってきまして、状況をそれなりにお伺いをしてまいりました。そうした中で教育委員会、あるいは教育長としても、さまざまな方針を持って取り組みをしているということも聞いてまいりました。改めてこの場で、教育委員会及び教育長としてのこの間のいろんな対応、あるいはこれからの方針についてお伺いをしたいと思います。

第2点目ではありますが、市指定文化財についてという点ではありますが、本巣市にはいろいろな文化財が豊富にあるといってもいいのかもしれませんが、本巣市内文化財一覧というのを見ますと、国指定の文化財が10件、県指定の文化財が22件、さらに市指定の文化財が90ほど掲載されています。質問通告の中に49と書いておきました、その49は何なのかというと、本巣市の文化財というリーフレットの中で、恐らく教育委員会としても、全体の中でさらに重要なものとして位置づけられた49

件が写真で載っておりますので、この49を書きおいたわけですが、書き方としては不十分な書き方ではありましたが、少なくともこれによる49件、全体としては90ぐらいあるというふうになっています。これは、旧町村の文化財をそのまま市の文化財として引き継いでいるために数が多いわけであります。

そこで今回申し上げたいのは、これらの文化財を単に全体を同列に見ることなく、必要に応じて整理し、本当に今後保存が必要なもの、さらにいろんな手を加えることが必要なものについては別枠で考えていく、そういういわばランクづけといいますか、そうしたものが必要ではないかというふうに思います。現に市自体も、先ほど言いました49件についてはほかのものとは別扱いをしているんです。この中で、こういう書き方をしています。49件については地図の中にも落としてありますし、その他の文化財については、その他の文化財というふうにやっておりますから、そういう意味では二つにランク分けをしているわけですね、恐らく。だから、そういうことも踏まえながら、この文化財の扱いについて考えていく必要があるのではないかと思います。

特に、今回この問題について考えましたのは、以前に議会だよりの編集委員をやっておりましたときに、たまたま文化財を見ておまして、金原にある乙姫瀧について写真を撮って議会だよりに載せようと思おまして写真を撮りに行きました。これは幸い地元の方の御協力をいただき、乙姫の滝に至る道を切り開いていただき、先導していただき、何とか行くことができたわけでありましてけれども、現実的には寄りつくことさえ非常に困難な状況であります。この本巢市文化財ガイドの中では、「この地に足を運び、ゆっくりと歴史や文化に思いをはせてみてはどうでしょうか」というふうに書いてありますけれども、そのことが非常に困難な場所でもあります。ぜひ、これについては、やはり保護・保存、そしてさらにそこへのアクセスということも含めて、文化財に対する対応については考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。その点についてのお考えをお伺いいたします。

第3点であります、農用地の保全についてであります。

本巢市の総合計画は、農業施策の基本方針として、農業生産基盤の整備や農地の保全及び有効活用を打ち出しています。しかし、現実には優良農地が宅地、あるいは資材置き場などの名目で転用されているという例が多々見受けられます。優良農地の一角がこういう形で転用されれば、次にはその隣接地が、その次にはそのさらに隣接地がという形で歯どめがきかなくなってしまうのではないかという心配もあります。そしてその結果、ひいては農業生産活動そのものに支障を来すおそれがあるのではないかとも心配をしています。これについては、市としても、あるいは農業委員会としてもいろいろ苦慮をされているとは思いますが、それだけに市としてのこうした農地の保全という立場での方針なり施策なりをきちんと打ち出し、農業委員会とタイアップして、先ほど総合計画で申し上げた保全及び有効活用の方向を見出していくことが必要だと思っています。

例えば旧の糸貫町では、生産ゾーンと生活ゾーンの区分けをしてきました。これによって、すべてがうまくいったというふうにはとても考えておりませんが、一定の歯どめになったということは事実だと思っています。かといって、今これを全市的にやるというのは現実的には難しいだ

ろうと思います。しかし、そうした糸貫の例も念頭に置きながら、市としての方針を打ち出していく、農業委員会と力を合わせて農用地の保全、有効活用、そうした方向に向かっていってほしいというふうに考えています。これには、全国どこでもいろんな悩みを持っておられるので、そういったところの例も参考にしながら考えてほしいと思っています。今回はそのあたりの方針だけお伺いできれば結構です。

4番目ですが、もとバスの改善についてということであります。

もとバスについては、いろいろ意見があります。もう廃止したらどうかという意見も当然あります。しかし考えてみますと、私もいろいろ言われますけれども、なくした方がいいのではないかという人の状態を見てみますと、それぞれの人は自分で車を持っていて運転できて、自分で自由に行き来できるという人が圧倒的であります。本当に足が弱い、体が思うようにいかない、車も乗れない、そういう人から、もうなくしたらどうかという意見は聞いたことがありません。

そういう状況の中で、先ほど市長も言われましたように、今このもとバスについては実証実験期間中であります。これも先ほど市長が例に挙げられた鈴鹿市、これは私が視察に行つてまいりましたけれども、実証実験期間のたしか4年目ぐらいに行つてきたと思います。それ以降もまだ1年実証実験をされ、そして6年目にやっと本格的に運行をされ始めたところでもあります。今、全国の、ある意味では模範となるべきコミュニティーバスということで注目されているところですが、そこではその実証期間の間にさまざまな意見を直接聞きながら次々と改善を繰り返して、どうすればより多くの方がコミュニティーバスを活用することができるのか、利用できるのかという実験を繰り返し繰り返しやってきた、そしてその結果6年目に、じゃあこれで行けるだろうということによって本格的な運行に踏み切ったわけですね。だから、このもとバスについても、現状が満足できないということについては、だれの認識も一致しているだろうと思います。じゃあどうするかということについては、本当に困っている人、いわば我々が利用してほしい、こうした人が利用するのかなというふうに考えている利用対象者といいますか、そうした人たちの声をじかに聞きながら、じゃあどこをどうしたらより多く利用してもらえるのかということを考えていく必要があるというふうに思います。

一つだけ例を申し上げておきますと、ここにもとバスとササユリの時刻表がありますけれども、これを見ておまして、どうかなあというふうに思いましたのは、あまり固有名詞を上げるのはなんですけれども、その方がわかりやすいので上げますけれども、例えばササユリに乗ってきてモレラへ買い物に行きたいというような場合に、例えば9時43分北部線、9時47分南部線が本巢市役所に到着します。そして、10時にもとバスが出ます。これは東コースの右回りですね。市役所からモレラへ行くのに50分かかります。もしこれが左回りであったら、18分で着くということになります。そうすれば、非常に使いやすいのではないかというふうにも考えられます。もう一つの例は、南部線の2便が11時47分に市役所に着きます。その後、もとバスを利用しようと思ったときに、一番早いもとバスは13時、つまり1時間以上待たなければもとバスがありません。今申し上げたのは一つの例ですので、じゃあそこを改善したら全体がうまく回るかというのは、単純ではありませんので、

全体の中で考えなければならないということで、単純に今こうしなさいということは言いませんけれども、そういった状況にあるということだけ理解をしていただき、さらなる改善を図ってほしいと。そのためには市民会議でいろいろ意見で聞くと同時に、先ほど申し上げました、一般の利用対象者というべき人たちの声をぜひ聞きながら、改善の方向に向かってほしいということを思っています。その点についてのお考えをお伺いします。

5番目に、保育園・幼稚園の整備についてであります。

これにつきまして、昨年の12月議会で老朽化した本巣保育園の改築問題を取り上げました。現在、保育園や児園の置かれている状況については、本巣保育園については今申し上げましたように、本当に老朽化している。これは旧本巣町時代からそうありますが、糸貫の幼稚園にしましても、もともと二つの保育園と一つの幼稚園がありまして、それを二つの幼稚園というふうにしたわけがありますから、当然狭くなって当たり前であります。そういうことで、近い将来これを改築するという前提で幼稚園が始まっている。また、真正においては開発がどんどん進む中で、施設的に見れば今飽和状態になっているという話も聞いています。

こうした現状を見たとき、施設整備が緊急に求められていると思います。その状況について市がどのように認識をされているのかというふうに思うわけですが、市として課題事業はいろいろございます。けれども、そうした中でもこの保育園や幼稚園の整備については、最優先の課題として取り組むことが必要な事態に至っているし、そういう現状にあるということを私は強く思っております。その点についての市としての方針、お考えをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目、いじめ問題についての答弁を求めます。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

いじめ問題についてお答えします。

まず1点目の御質問にお答えさせていただきます。

文部科学省は、議員がおっしゃいましたように、いじめを自分より弱い者に対して一方的に身体的、あるいは心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものを定義しています。本巣市教育委員会では、いじめの問題を含めた生徒指導上の問題行動につきまして毎月調査を実施して、その実態把握に努めております。今年度は、11月までに4件のいじめの報告がありました。近年起こっていますいじめが原因と考えられます自殺の問題を受けて、いじめは絶対に許されないという認識のもとにいじめの早期発見、早期対応に努めています。また、いじめとは定義できないけれども、いじめにつながる要因をはらんでいる問題につきましても、的確に把握するよう各小・中学校に指導をしております。

次に、二つ目の御質問にお答えします。

本巣市教育委員会では、32ページに及ぶこの豊かな人間環境をはぐくむためにいじめに関する指導の手引きを作成しまして、市内の幼稚園、幼児園、小学校、中学校に配付し、きめの細かい適切

な指導の徹底を図っております。小学校、中学校におきましては、すべての教員がこの手引書を手にし、いじめの問題についてどのような対応をしたらよいのか、サインを見逃さないようにするにはどうしたらよいのか、また学校に安心な居場所づくりをしていくにはどうしたらよいかなど、研修を深めています。このように、各学校の教職員の資質向上を図り、全校体制で状況を把握し、迅速に対応できるように努めております。

これまで各学校におきましては、校長がリーダーシップを発揮し、生徒指導委員会が中心となっていじめに関するアンケートをとったり、個別懇談を行ったりして情報を共有化して、早期に対応するために話し合いを行うなど、組織的な取り組みを行ってきております。なお、伊吹文部科学省大臣からのお願い文書は、全保護者に配布し、学校との連携を密にするように訴えました。また、児童・生徒には、いじめは許されない、一人で悩まないなど指導を重ねております。現在、各中学校には悩みを気楽に相談できるように教育相談員を配置し、いじめの問題を含めた心のケアに対応できるようにしております。また、県教育委員会より配置されていますスクールカウンセラーなどの教育相談の専門家から指導ができるようになっております。このほか、本巢市教育センターにおきましては相談電話を設置し、保護者の希望に応じて相談を行うこともやっております。

今後も各学校の状況把握を継続しますとともに、いじめ問題に発展する前に発見をし対応をしていくために、いじめに関する講座を設け、さらに一層の教職員の研修を充実していきます。また、関係機関と緊密な連携を図り、保護者や地域の方々の協力を得て、いじめのない楽しい学校づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（上谷政明君）

2点目、市指定文化財についての答弁を求めます。

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

市の指定文化財についてお答えいたします。

現在、市では建造物、彫刻、絵画、工芸品等の有形文化財が48件、衣食住、年中行事等の民族文化財が8件、そして古墳とか城跡、溪谷等の類の記念物が43件、合計で99件を市の文化財として指定しております。これらは合併前に各町村で指定されたものを、新市に引き継いだ貴重な文化財であります。伝統文化や文化財を保存しまして活用を図る中で、次の世代に継承していくことが大切なことと考えております。

指定文化財の整理につきましては、その地域において貴重なものが指定されてきたというこれまでの経緯もありますので、文化財保護審議委員会に諮りまして、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

保護・保存につきましては、管理、修理に関しまして、申請に基づきその経費の一部を助成、補助しているところでございます。また、文化財保護審議委員会の委員によりまして、指定文化財の一つ一つを見て回っていただき、その状況等の確認をしているところでございます。

議員御質問の乙姫の瀧につきましては、公共用道路から随分離れておりまして、人が容易に近づ

くことが困難な場所にございます。この文化財は人の手が加わらないすばらしい自然環境の中で、その価値が保たれてきたものと考えております。今後もこうしたすばらしい自然に守られた文化財をより多くの人に知っていただけるよう、関係者、関係地権者、地域の御理解をいただきまして、標柱、あるいは案内看板等の設置を進め、文化財の保護・保存に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

3点目、農用地の保全についての答弁を求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、鵜飼議員の3点目の御質問のうち、保全についてお答えをさせていただきます。

御質問にありましたように、本巢市第1次総合計画の中で、農業施策の基本方針といたしまして、それぞれの地域環境と調和した農業生産基盤の整備や農地の保全及び有効活用を進めますと掲げております。本巢市南部は御承知のとおり、近隣市町との接続もよく、また商業活動が活発となっております。現状といたしまして、本巢市における農地の転用申請は、大変多い状況であります。農地転用については、農地法の手続として農業委員会で審議されますが、本巢市において優良農地は農業振興地域整備計画の中で極力農用地として保全するよう努めております。除外申請がございました場合は、手順として、農業委員会等の農業関係組織から御意見をいただいた上、本巢市農業振興地域整備促進協議会に諮問し、その答申に基づき県と協議を重ね、守るべき農地について慎重に対処しておりますので、御理解を願ひたいと思います。

なお、旧糸貫町で示されていた生産ゾーン、生活ゾーンについては、農振除外の検討材料の一つとしておりますが、設定後、長年の経過により、現状にそぐわないところも起きております。現時点において、糸貫地域の見直し及び他地域への設定については法的根拠がございませんので、非常に難しいと考えております。農地保全について、議員御提案の全国の例について調査をさせていただきます。農業委員会ともこのことについて今後相談をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（上谷政明君）

4点目、もとバスの改善についての答弁を求めます。

助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

もとバスの改善についてということで御質問をいただいております。先ほど市長がお断りをさせていただきましたように、本日、体調不良で企画部長が欠席をいたしておりますので、私、かわって答弁をさせていただきます。

質問事項の4点目でございますが、もとバスの改善についてということでございます。これにつきましては、ことしの5月にコースの変更を行いまして、約半年が経過をいたしたところでございます。このコースの変更につきましては、利用者アンケートや市民アンケート調査をもとに実施を

したコミュニティーバス実証実験の結果、あるいは利用者地域の代表者などから構成をいたしますもとバス利用市民会議において御協議をいただきまして、コースの変更や利用者の少ないバス停を削減するなど、大幅なコースの変更を実施させていただいたところでございます。コース変更後の利用状況につきましては、先ほど市長答弁と重複する分もございしますが、変更当初の5月から6月の1日当たり平均利用者数は約18人ということでございましたが、11月中の1日当たり平均利用者数は約23名と、若干でございすけれども増加をいたしております。また、旧もとバスのコースを補完する形で運行を開始させていただきました行政福祉バスの「ササユリ」の南コースも、5月の1日当たり20名から、11月には1日当たり35名と増加をいたしており、徐々に定着し効果があらわれてきているのではないかと考えておるところでございます。

議員御指摘の利用者増のために地域での話し合いをしたり、利用対象者の声を直接聞くなどの取り組みをしてはどうかとの御質問でございますが、もとバスの利用者は依然として低い水準にございますために、今後も利用者増のための改善策を図っていくこととし、市民の意見の把握には利用者アンケートなどが非常に有効な手段と考えておりまして、これらも含めもとバス利用市民会議において御協議を賜りながら、利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

5点目、保育園・幼稚園の整備についての答弁を求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、保育園・幼稚園の整備についてお答えをいたします。

本市における乳幼児教育については、議員御承知のように、本巢地域にあっては公立の保育園と私立の幼稚園で、真正地域にあっては公立の保育園と幼稚園で、糸貫地域にあっては保育園と幼稚園の施設の共有化による一元体制での幼稚園で、根尾地域にあっては私立の保育園でと、合併前の4町村の形態を持って実施しているところであります。現在、本巢市立の各幼稚園等への入所児童数は、真正幼稚園 182名、糸貫東幼稚園 194名、糸貫西幼稚園 209名、本巢保育園 131名、本巢西保育園46名、神海保育園26名、真桑保育園 191名、弾正保育園 109名の計 1,088名となっております。また、平成19年度の各園への応募状況は、さきに募集を行いましたところ、保育所への入所希望が非常に多く、施設によっては御希望される保育所への入所が困難な状況であります。他の施設への入園案内などによりまして対応をしているところでございます。いずれにいたしましても、施設面での狭隘化や、昭和40年代後半に建設された糸貫東幼稚園、本巢保育園及び糸貫西幼稚園は、築30年以上が経過していることなどによりまして、老朽化が否めない状況にあります。

議員御質問の保育園・幼稚園の整備につきましては、本年3月に策定いたしました本巢市第1次総合計画に位置づけるとともに、本年7月に本巢市幼児教育に関する検討委員会を設置しまして、幼児の教育及び保育のあり方などについて御検討をいただき、現在は最終のまとめを行っていただいているところであります。今後はこの委員会からの提言を踏まえ、かつこれまで本巢市として進

めてまいりました幼児教育、保育、職員配置などの水準を考慮し、また市の財政事情などを勘案いたしまして、優先的な課題として積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

[21番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

それでは、幾つかの点について再質問をします。

まず、1番目の問題につきましては、教育委員会、また教育長としての取り組みの状況、あるいは現状等について報告いただきました。そのことで基本的にはいいんですけども、ただもう1点申し上げたいのは、一番最後に教育長が、保護者や地域の協力を得て取り組んでいくというようなことと言われました。そうなんです。特にこういった問題については学校任せになったり、あるいは保護者までの段階でとまるという場合が多々あって、それでなかなか問題が解決しにくいという場合もあります。そういったときに、本当に地域ぐるみにやっていく必要があると思う。先ほどの質問の中でも、教育長が地域ぐるみでということと言われましたけれども、本当にまさにこの問題で地域ぐるみで考えていく必要があると思うんですね。何が言いたいかというと、地域ぐるみでやっていくもとなるのは、いわば社会教育だろうと思うんです。社会教育をきちんと市の中で位置づけ、そのことを通じて地域づくりかなされていくということがいいんだらうというふうに思うんです。なぜそれを言うかというと、今の教育委員会の体制がそれにふさわしい体制になっているかなあという不安があるわけです。少なくとも人員体制でいえば、どんどん弱体化しているというふうに私には見受けられるんですが、本当にこうした問題をきちんと解決するための地域づくりをする、そのための社会教育活動にもっと力を入れていくというふうに考えたときに、教育委員会の体制としてはどうなのかという疑問があります。それは今回別に質問通告はしてありませんので、今の段階で答えにければ結構ですけども、どうも弱いという気がいたしますので、そのあたりについてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。それが第1点であります。

第2番目につきましては、具体的に言うと乙姫の瀧問題について再度お伺いしますが、教育委員会としては、標柱や、あるいは案内看板をというそこまでの仕事だろうというふうに思います。けれども、最初に申し上げましたように、実際に車で瀧のところまで行ける必要はさらさらありませんけれども、何らかの形で比較的安全に行けるぐらいの措置をする必要があるというふうに思っています。その点では教育委員会できずに、そういう意味で林政部長というふうに答弁者をしておきました。林政部が妥当かどうかわかりませんが、一応山のことでありますので、林政部長にということを書いておきましたので、林政部長のお考えをお伺いしたいと思います。というふうに思います。

3点目について、あまり時間がありませんので簡単に、例えば転用を許可する場合に、ある程度一定の幅、広い道路がありまして、片側が住宅地になっている、片側がずうっと優良農地になっているという場合に、道路際に例えば転用が出ると、それは私らは優良農地の一角だと思っただけ

ども、でも反対側に宅地があるから隣接地だということで許可される場合があるんです。そういうのがどうなのかなあと思うんです。これは具体的な話ですので、そのことで今部長の答弁をもらおうとは思いません、農業委員会の問題もありますので。でも、そういうようなことがあると、どんどんどんどん広がってしまうのではないかという心配を先ほど申し上げたんです。どこということはいけませんよ、今は。そういうことがあるので、いろんな全国の例を参考にしながら、市としてできることは何なのかということをご研究・検討してほしいということで、お願いしたいというふうに思っています。

4番目ですが、これも一言だけ申し上げておきます。かつてこの問題について質問したときに申し上げたと思いますけれども、鈴鹿市でいろいろ話を聞いてきて、なるほどなあというふうに思ったのは、100のアンケートよりも一つの生の声の方が有効だという担当者の声を聞いてきました。なるほどというふうに思いました。アンケートを否定するものでは当然ありませんし、積極的にとっていただければ結構なんですけれども、先ほどから申し上げている、例えば自分で車が運転できない、あるいは家族にすぐに頼める状態にないというような利用対象者がどう考えているのか。どういう形になったら、利用したいけれども利用できない人が利用できるようになるのかということを知るためには、一般的なアンケートでなくて、そういった対象者に対するアンケート、あるいはじかに声を聞くということが必要だろうと思うんです。そういった手だても含めて対応を考えてほしいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

5番目は先ほどの答弁で結構ですので、ぜひ積極的に取り組んでほしいということだけ申し上げておきます。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目、いじめ問題について。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

今、私たちは、教育委員会のスタッフ全員でございますけれども、現体制の中で組織の総力を結集し、一人ひとりの英知を最大級に発揮しまして、市民の皆様方の信託にこたえられる社会教育行政を推進していきたいという考えを持っておりますので、どうぞよろしくその辺のところを御賢察していただけたらと願います。

○議長（上谷政明君）

2点目について、林政部長 藤原俊一君。

○林政部長（藤原俊一君）

それでは、本巢市の指定の文化財、乙姫の瀧に通じる歩道の設置をというような御質問かと思えます。

議員の趣旨、おっしゃることについては理解できます。この件につきましては他の部局とも関連してくるかと思えます。今後よく相談してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

3点目について、産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

お答えします。

いずれにいたしまし、農用地の保全ということについては慎重に考えてまいりたいというふう
に考えております。そういう中で、先ほどの全国の例もございますし、いろんなケースもございま
すので、そういったことも調査させていただきまして、農業委員会とも相談してまいりたいと思っ
ておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

4点目、もとバスの改善について。

助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

先ほども御答弁申し上げましたが、アンケートを実施するにつきましても、もとバス市民利用会
議というところで御議論をいただきながらということでございまして、当会議のメンバーにつきし
ましては、各界各層年齢層も含めましていろんな方がいらっしゃいますので、そういった場所で、
鈴鹿の例も参考にさせていただきながら御意見をいただく、またそのアンケートの方法といったも
のについても議論をしていただくよう配慮してまいりたいと思っております。よろしく願いま
す。

[21番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

最後に1点だけ教育長に、答弁は今の段階で結構ですけれども、現体制で全力を挙げていくとい
うふうに言われた、それはそのとおりなんですね。でも、例えば合併後、あるいは合併前も含めて、
正直いって体制は弱くなっているのではないですか。それぞれがどの部署であろうと、今与えられ
た力の中で全力を挙げていただくというのは、それはそうなんです。今年度についてはそうなん
です。じゃあ来年度、本当に進めていくためには今の体制でいいのかどうかということについて
は、中でも論議してもらわないかんし、市全体の中でも、例えば19年度はどの部分に力を入れてや
っていき、例えば社会教育で地域づくりをしっかり19年度はやろうということになれば、そこに
それなりの体制を持っていかなきゃいかんわけです。だからそういう意味で、きょうの段階の話は
そのとおりですけれども、過去とこれからのことを考えたときには、本当に今でいいのかという不
安は正直いってあります。だから、そのあたりは教育長としてもいろんな思いはあると思うん
ですけども、今は言えないかもしれませんが、中でいろいろなこれからの体制について、あるいは方
針について話し合いをされる中で、市長部局に対して体制の強化とかいうことも必要ならば要請を
していただくということが必要だというふうには私は思っておりますので、そういうことを念頭に置

いて取り組んでほしいということだけ申し上げておきます。答弁は、ありましたらで結構です。どちらでも結構です。

○議長（上谷政明君）

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

鵜飼議員さんの思い、よくわかります。しかし私たちも組織の一員ですし、教育委員会も学校側としても組織の中で緊縮財政にかかわりまして、願いは持っておりますもやっぱりその中で、先ほど申し上げましたように全力投球していくと。そして、それぞれの御期待に沿える教育行政、社会行政を展開していきたいという思いでございます。また、御指摘いただきました点は十分考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○21番（鵜飼静雄君）

終わります。

○議長（上谷政明君）

それでは、午前中はこれにて終わります。

午後からは1時半から再開します。

午後0時02分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 黒田芳弘君の発言を許します。

○1番（黒田芳弘君）

ただいま議長に発言の許しを得ましたので、通告に従い私の質問をさせていただきます。

きょうは斎場の建設推進についてであります。このような斎場というものに深くかかわりますとあまり長生きできないような、そんな迷信じみたうわさがあるようでございまして、一番年の若い私としては大変不安になったところではございますが、市民の声を忠実に伝えるため勇気を出して頑張りますので、ひとつよろしく願いをいたします。

市民より本市の広域的な斎場の建設を望む声が強くなってきました。市民の強い要望にこたえ、早期の建設が必要と考え、その調査・研究のため議員有志により斎場研究会なるものを設けました。先日、その研究会におきまして、揖斐の広域斎場と羽島市の市営斎場を視察研修いたしました。斎場建設にはその施設の特異な性質的な問題で、建設地の地域住民の理解と、それに伴う周辺整備等の条件をクリアするため、スタートから5年ほどの時間を要したとのことであります。しかし、完成し供用が開始されましてからは、たくさんの市民に喜ばれ、利用も多いそうであります。また、近年のペットブームにも対応できますよう、動物炉もあわせて設営し、市民の強い要望にこたえるよう早期建設の推進が必要と考えます。

本年度発表されました本巢市第1次総合計画の中で、火葬場については、既存施設の適正運営を推進するとともに、総合的な施設整備を行いますとし、主な事業として市営斎場の整備が上げられています。その進捗状況と今後の見通しについて、市長にお尋ねいたします。

○議長（上谷政明君）

市営斎場の建設推進についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

ただいま黒田議員より市営斎場の建設推進についての御質問がございました。お答えを申し上げます。

斎場にかかわると余命が短くなるというお話でございましたが、一番年上の私が一番近いわけでございまして、そういう意味ではあまりさわりたくないというのが本心でございますけれども、まあ真剣に取り組まなきゃいかん問題でもありますので、まじめに答えさせていただきたいと思っております。

21世紀におけます新しい市政運営の基本方針となります本巢市第1次総合計画を平成18年3月に策定しまして、市議会におきましても承認をいただいているところでございます。御質問の市営斎場の建設につきましては、市内山間部に25ヵ所の火葬場が設置されておりまして、当面は既存施設の適正運営を推進しつつ、新たに総合的な施設を整備することといたしておるわけでありまして。現在、担当の生活環境課におきましても、隣接市町の斎場調査・研究をいたしているところでございますが、このたび議会におかれましても、斎場研究会が有志により設けられまして調査・研究をしておられますことに、深く敬意を表す次第でございます。

本市の17年度に死亡された方は、住民基本台帳で見ますと343人でございます。火葬炉の規模も推定できるわけでございますが、既存の先進地事例を参考にしますと、人口3万5,000人の本市の規模としましては、投資効率上問題があると思われる点もございます。そういうことから、隣接自治体との共同化も視野に入れながら対処してまいらねばならないと考えているわけでございます。いずれにいたしましても、斎場の建設場所が一番難しい問題と考えております。今後、議会、環境保全審議会等に提案・協議をしながら御指導をいただきつつ対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

ただいま市長の答弁で、隣接市町を参考に調査をしているとの御答弁でありましたが、我が本巢市の市営の斎場については、南北に大変長い本市の地理的な要因で、地域によって事情も大変異なっています。南部の地域では、岐阜市、大垣市等への斎場へも比較的近く、不便さをあまり感じないようではあります。北へ進むにつれ遠くなり、また道路の整備が進んでいないため利便性も悪

く、その必要性が高くなります。また、高齢化が進む今日、特にその傾向が強い北部地域におきましては、葬儀をとり行う自治会が大変苦勞しております。数軒しかない小さな自治会では、近い将来、自分たちだけでは葬儀ができないことを大変心配されております。また、お年寄りの方々からは、足やひざが痛いので、早くいすに座ってできる施設をつくってほしいという切実な声もあり、総合斎場として火葬場ともあわせセレモニーホールの建設が必要であると考えます。

そしてもう1点でございますが、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、根尾地域におきましては、ほとんどの各自治会が火葬場を持っており、大変恵まれているようにも思われますが、急激な高齢化と戸数の減少により、その維持に大変苦勞しております。火葬場の50万以上の大規模な改修につきましては、1戸当たり3万円を各自負担し、それ以外を市が補助する。また塗装につきましては、2分の1を市が補助する等の要項の中で維持をされておりますが、建設されてからどの火葬場におきましても20数年が経過しておりまして、改修が必要な時期が迫っております。一例ではございますが、ある自治会では数年前500万ほどの大金を補助していただき大規模な改修をし、また来年塗装の必要があるようで、計画をしております。

今このような状況下の中で、このように改修がなされますことは、私として大変もったいなくて仕方ありません。明確な方向性が見えてくれば我慢できるところもあるのではないかと思います。このようなことから、総合斎場としての建設をさらにスピードアップさせる必要があるのではないのでしょうか。行政のトップとして市民に対し、その見解をお答え願います。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

再質問につきましてお答えを申し上げます。

既存の火葬場の改修事業と総合斎場建設の兼ね合いについてでございますが、新たな斎場建設の時期・規模等が固まり、方向性が見えてまいりましたならば、むだな投資とならないよう、既存火葬場については緊急応急的な対応にするように、補助事業を見直す必要があると考えております。総合斎場建設のスピードアップとういことでございますが、御存じのように多額の費用が想定されます。一方、地方交付税の削減、あるいは対処すべき事業も山積しております中でございます。したがって、全体の事業計画と財政事情等を勘案しながら、健全財政を維持することを基本に対処していかなければならないと思う次第でございます。合併特例債の期限が平成25年でございます。この期限の中で、あと7年あるわけでございますが、整備するように段取りをしていくべきではないかと、このように思っております。これにつきましては、先ほども申しましたように、位置決定が大変大事でございますので、その位置決定をできるだけ早くしていかなくやいかんのではないかと、このように思っている次第でございます。これにつきましては、議会で設置されております斎場研究会の御尽力もいただきながら、一体となって進めてまいらなきゃならんのではないかと、このように思っている次第でございます。よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

1 番 黒田芳弘君。

○1 番（黒田芳弘君）

大変ありがとうございました。

今、市長が申されましたように、斎場というものは他の施設に比べ大変難題の多い施設であると思います。建設にはこれから幾つかの難題が出てくることと思いますし、総合斎場として後のことを考えますと、セレモニーホールに関しましては運営経費がたくさんかかるようでありまして、火葬場とは分けて、民間の事業者も交えて慎重に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。私たちもこれから研究会の中でそれらを勉強し、本当に後悔のないようよいものをつくっていきたいと思っております。市長も決して変な迷信を心配されることなく、積極的に推進していただきますことをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、7 番 安藤重夫君の発言を許します。

○7 番（安藤重夫君）

通告に従いまして、2 問お尋ねを申し上げます。

1 点目は、旧名鉄揖斐線踏切についてでございます。

大正3年に岐北軽便鉄道が美濃北方駅まで布設され、その後幾多の先人の努力のおかげで、大正15年には名鉄揖斐線が敷設される経過がありまして、その間、通勤・通学等幾多の乗客を運んでくれた名鉄線ではありますが、閉線になって久しくなりました、旧真正地域を東西に走る軌道は当時のまま残っておりまして、現在も14カ所の踏切がそのままであります。道路高と軌道のレベルが最大で600ミリの段差があります。そのため、車の安全走行上、大変市民は困っておりますし、まして深夜における踏切の車両の通過時の騒音において、目が覚めるのでどうにかしてほしいと、住民の方々の声が多くあります。運行の再建が見込まれない以上、これらの踏切のフラット化を促進すべきと考えます。市の今後の対応をお尋ねいたします。

特に、4カ所の踏切においては幅どめがあるため、軽トラックのみの通過しかできません。そのため、一般車両は大きく迂回を余儀なくされておりまして、赤道と名鉄敷地との折衝もあると思っておりますが、以上2点を喫緊に名古屋鉄道株式会社と協議されるべきと思っております。今後の対応をお伺いいたします。

第2点におきましては、市内の小・中のプールの水管理についてでございます。市内の小・中学校におけるプールの休眠期間中の水質安全管理につきましてお尋ねいたします。

現在、小・中学校は、プール開き前には児童・生徒、先生によるブラシでの清掃が行われておりますが、その際、次亜塩素酸などの化学薬品が使用されておりますが、それらの薬品は安全で問題はないと考えておりますが、自然界に存在するEM菌を使用することによって、環境に優しく下流域への安全は心配がないと考えます。下流域の河川は、このEM菌によってよりクリーンになると考えます。子供たちの清掃時の労力の軽減が図られ、水生生物が発生する人に優しいプールは、子供た

ちの安全や環境への教育に役立つと考えます。以上、提言するものでありますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目、旧名鉄揖斐線踏み切りについての答弁を助役に求めます。

助役 高木巧君。

○助役（高木 巧君）

それでは1点目、旧名鉄揖斐線の踏切につきまして御答弁をさせていただきます。

議員御質問の旧名鉄揖斐線踏切につきましては、産業建設部長に答弁ということになっておりましたが、旧名鉄3線につきましては複数の市町にまたがることから、廃線された沿線5市町で構成いたします岐阜地域公共交通等調査検討協議会におきまして協議がなれさせておりましたが、この協議会の委員に私、就任をさせていただいておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

昨年3月末に廃止をされました旧名鉄3線のレールにつきましては、7月に岐阜県は、交通安全対策として撤去に入らざるを得ないということで、名鉄との間で県が管理をいたします岐阜市内の道路併用区間におけるレール撤去の基本合意がなされました。9月から名鉄がレール、それからまくら木を撤去し、また県が舗装を担当する形で、交通が混雑をする主要交差点から順次工事が行われておるのが現状でございます。また、レールの利用をめぐることは、関市の商業施設運営会社の社長さんが、ことしの3月でございますけれども、中部運輸局に軌道事業特許申請書を提出されました。旧名鉄3線の再生を目指しておられましたが、同運輸局から軌道事業の開始には沿線自治体との合意や、名鉄からレールなどの資産譲渡が前提などとする指摘がございまして、本年11月9日に特許申請を取り下げられたという経緯もございます。しかしながら、今後引き続き県、沿線市町との協議を進めながら、地域のまちづくりに見合う事業計画で、再度、この業者さんは特許申請を提出するとされておまして、本市にも軌道の撤去については特段の配慮をしてほしいとの申し入れがなされております。

議員御質問の踏切のフラット化の促進について及び狭隘な踏切の拡幅についてでございますけれども、旧名鉄3線につきましては、岐阜地域公共交通等調査検討協議会におきまして、踏切の復旧工事の時期や軌道敷の購入等も含めまして、今後の取り扱いについて方向性を示すこととしております。今後、協議会において方針が示された後、市としての対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、廃線敷地及び踏切復旧について名鉄側は、敷地については、市内に所有する土地を一括購入してほしいとのことございまして、踏切等の拡幅に係る部分的な買収については、一括購入されるかどうかの意思を示された後、応ずると、このように言われております。また、赤道や市が管理をいたします道路上の踏切につきましては、名鉄が負担する復旧工事は、高低差が大きい場合でも踏み切りの前後3.1メートルを路盤10センチ、舗装4センチで施工するとのことございまして、それ以上の仕様のものについては、市の負担になるとの説明を受けておりますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

2 件目、本巢市小・中学校のプールの水の管理についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。
教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

市内の小・中学校プールの水管理についてお答えいたします。

本巢市内の小・中学校では、自然保護、リサイクル、清掃美化などの活動に取り組みをして、環境教育を推進しております。有用微生物群のことを略しましてEM菌と申しますが、このEM菌を使用しましてプールを掃除することにつきましては、プールの壁面の藻が取りやすくなったとか、それからプール掃除の時間が短くなった、洗剤等を使用せずに掃除ができたので環境に優しいなど、洗剤を使わなくてもできたということを聞いております。このEM菌を使用しまして小・中学校の25メートルプールの掃除を行うためには、次の準備が必要となります。

一つ目としまして、米のとぎ汁が 200リットルは必要ということです。1人が2リットル持ってきたとしまして、100人の協力が必要ということでございます。また2番目としまして、発酵させることが必要ですので、その日の朝、もしくは前日の晩のお米のとぎ汁が必要と、新しいものが必要ということが言われております。3番目としまして、児童・生徒が持ってきたとぎ汁にEM菌などを適量に加えて、発酵液をつくる作業がございまして、4番目としまして、その後およそ1週間、つくった発酵液を、毎日、ふたを緩めるなどして培養することなど、多くの児童・生徒や家庭の協力が必要となってきます。

このようなことから、EM菌を使用したプール掃除等の活動につきましては、環境教育の一環としまして、体験を通して取り組んでいくことが重要であるととらえております。今後、実施可能な学校につきましては、家庭の理解、御協力を得ますとともに、総合的な学習の時間などを活用しまして、児童・生徒が主体的に取り組んでいくよう進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

7番 安藤重夫君。

○7番（安藤重夫君）

名鉄の件でございますが、助役の説明のとおり、名鉄の広報へ三、四度連絡をとりまして、先ほどの助役の説明のとおり、路盤は10センチ、軽舗装の4センチということですが、その前後の3メートルないし4メートル以上は市持ちだということも聞いてはおりますが、そこらあたりも含めて名鉄と協議をしてもらう必要があるのではと思います。ましてこの地図に書いてありますが、東から1番、2番と振っていきますと、2番は緑公園の南側に位置する踏切ですが、先ほど申しましたように、赤道が1.3メートルしかありませんので、前後5メートルの道路があるにもかかわらず、軽トラックがぎりぎりでも通過できると。この踏切を開放することによって、大きく西回り、東回りへ迂回する必要がなくなります。3番ですが、馬伏の踏切は下水道工事が今進

んでおりますもんで、既に撤去をされまして舗装がなされておりますが、それまでよりはかなりフラット化が進みましたが、まだ段差がありますので、これももう少しフラット化を考えなくちゃいけないのではないかなと思いますし、4番はまだそのままの状態です。5番の東に旧真桑駅がありますが、この駅の東にも取りつけ道路がありますが、車幅どめのコンクリートぐいが入っておりますので、ここも開放する踏切だと考えております。6番におきましては真桑駅の西ですが、やはり下水道工事が進んできておりましたので切削撤去がされましたが、南北の通りからいいますとレベルがまだよくありませんので、レベリングの必要があると思います。それから、その次の7番の踏切は、2番と同様赤道がありまして、車幅どめがありますので、これも撤去して踏切を開放する必要があると。8番、9番においては、レベル化が必要であります。特に9番は、南に十六銀行、それからカーマ、ゲンキーとかいう、あそこから北進する踏切でありますので、交通量が非常にあります。その先には将来消防署も設立する予定がありますので、これは早急に踏切改良をしてレベリング化をする必要があると思います。10においても、2、5、7と同様に車幅どめがありますので、住民は大きく迂回を余儀なくされております。12、13、14においてもフラット化をお願いするものでありまして、特に14番は根尾川の左岸道路でありますし、東側が前後の幅員よりも狭いので、この幅員を確保するということが名鉄の方へお願いをされる必要があると思いますが、いずれにしても先ほどの助役の説明のとおり、買い上げの問題がありますし、全線買い上げというような名鉄の意向はお聞きしたとおりでありますが、できましたらこの踏み切り部分の何メートル、何平米かの部分を払い下げてもらえるような方向で御協議願えたらありがたいかなと思います。

続きましてEMの話であります。こういったパンフレットがここにありますが、おっしゃるとおり大変おもしろい、自然界においていろんな微生物が存在すると。しょうゆやみそをつくるには麹菌が要るし、チーズやヨーグルトには乳酸菌、納豆菌は納豆をつくりますし、パンには酵母菌が必要だと。これらを含めた光合成細菌だとか、酵母だとか、乳酸菌を総合してEM菌と称しておるといった説明だったと思いますが、何しろ子供たちが自分たちの住んでいるこの地域、本巢市、もっと大きく言うなら地球というような環境上に悪影響を及ぼさないような心構えを今から勉強するということは、教育上必要かと思っておりますので、できましたら試験的でも結構ですので、数校でも結構でございますので取り入れて、そして教育上役立つようなことになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

1点目について、助役の方から。

○助役（高木 巧君）

14ヵ所につきましてそれぞれ御説明をいただいたわけですが、それぞれに事情の違います踏み切りもございますし、安藤議員からの御指摘の前に、この市議会におきましても御要望いただいた踏み切りも中にあるようでございますが、それは別にいたしまして、基本線は先ほど申し上げましたように、名鉄サイドは一括購入という大原則を持っておられます。しかし、現に下水道管を布設するに当たりまして、レールをその区間だけ切り取りまして撤去をした市道の現状もござい

ますので、個別案件も含めまして、名鉄サイドは完全に議論をシャットアウトしておるわけではございませんので、そういったところは積極的に対応してまいります。ただ先ほども払い下げという言葉が出ましたが、これにつきましては、廃線時に名鉄さんと大変な議論を交えてきたわけですが、今回サンストラクトさんといいますか関市の大型商業施設の経営者の方々も名鉄さんと十分な協議をなさいましても、なお名鉄さんとは資産譲渡の話ができていないということでもございますので、私どもとしては部分的なそういった地元の事情も十分説明を申し上げて、少しでも一つずつでも解決に向けていけるような、そんな話し合いは続けてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

2点目について、教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

先ほどもお答えしましたように、このEM菌を使用して進めることになると、いろんな問題をクリアしていかなければならないというふうに考えております。環境教育を進めておりますから、今後取り組めるような形として進めてまいりたいというふうに考えておりますから、よろしく願います。

○7番（安藤重夫君）

ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

○12番（若原敏郎君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして3点御質問をさせていただきます。

まず第1番目ですが、分庁舎方式はこのまま継続かということで質問させていただきます。

平成16年2月の町村合併以来、本巢市は本巢地域に本庁舎、根尾・糸貫・真正地域に分庁舎を置き、住民にとっては合併以前と大きく不便さを感じることなく、窓口サービス等を受けることができしております。しかし、本来の合併の目的は、地方分権の推進などに対応して、市としては事務の合理化、施設の統合を進め経費を節減し、健全な財政運営の維持をすることによって住民のサービスを維持していくことだと思っております。効率のよい事業展開をするため、本市の旧4町村も小さな単独での自治体のままを選択しなくて、この合併に至ったわけでありまして。

さて、現況を見てみると、糸貫分庁舎では耐震補強工事、空調設備の改修工事が今現在必要とされており、さらには外壁の補修工事と合わせて7,000万円の修繕費がかかると見込まれています。また、本庁舎、また3分庁舎の施設にかかる施設管理費は、平成18年度実績を見込んで、1年間に1億円以上になります。この状況を考えますと、現在の分庁舎方式のままでは非効率で、再考の必要があるのではないかと考えます。このことについては、本庁舎施設の整備の検討も庁舎内でされておられることと思っておりますが、合併特例債の期限は合併後10年とされており、早急に議論をしなければいけない時期にきていると考えておりますが、いかがなものでしょうか。

2点目に、真正地域の県道・市道の整備をと書いておりますが、真正地域だけじゃなく、現在は糸貫地域にもモレラがオープンしまして、車が頻繁に入ってきております。全体のこととして考えていきたいと思いますが、本巢市南部に、特に真正地域においては、大型小売店が進出してきてから20年弱が経過しました。商業集積地域も県道岐阜関ヶ原線を軸に拡大しつつあります。県内外からの集客もさらに期待したい状況下の中で、道路整備に対する施策は今後重要な課題になってきております。現状では、道路の整備が時代の推移に追いついていかないような懸念を私は抱いております。県道岐阜関ヶ原線は4車線化が進んではいますが、交通量も以前とは比較にならないほどふえており、今現在2車線のままの未整備箇所では、かなりの渋滞が発生しております。このような主要幹線道路については県の管轄で、本市より早急の整備を引き続きお願いしていただきたいというところ です。

北方真正大野線、また田之上屋井線、さらには曾井中島美江寺大垣線、このような道路は県道ではありますが道幅も狭く、市道との交差点は信号機が必要なところがある所もあります。また、市道交差点では信号機があっても右折ラインがないため、渋滞が発生してしまいます。このような道路は、通勤、通学、買い物など、毎日の生活に伴う日常生活道路ですが、本市への買い物や娯楽のための外部からの車もかなりの数通行しております。このような状況のもとで、道路に関しては再点検をして県に要望をしていただき、また市道においては整備計画を願うものであります。特に、廃線になった名鉄揖斐線沿いの政田駅周辺の交差点、また真桑駅周辺の線路沿いの交差点は、危険箇所と私は認識しております。また、以前市長が発表されました、十四条地内の黄金橋の改修もまだいまだに聞こえておりません。現在予定されている整備箇所と、今後の市の道路整備への見解をお尋ねいたします。

次に、イベントについてお尋ねをいたします。

今年度の本市におけるイベントは、商工観光課担当の「花とほたる祭り」、平成18年度の予算でいきますと、補助金は700万円でした。「根尾川花火大会」、これは補助金400万円、「根尾盆踊り花火大会」、これは245万円、「うすずみサマーフェスティバル」、補助金が1,000万円、農政課担当の「織部祭り」に関しては552万5,000円、社会教育課担当の「ふれあいサマーフェスタ」、これは真正において行われたんですが366万円等が主なものであり、そのほかにも行政改革等にて統合、廃止されたイベントもございます。そうした中で、11月19日にモレラ岐阜北側の特設会場において、「もとす産業祭」が開催されました。会場内には地域の産業振興を目的に、特産品の販売や観光案内のコーナーも設けられ、多くの来場者でにぎわいました。特設ステージでは、糸貫中学校のプラスバンドの演奏や美濃もとす太鼓、すてきなハーモニーの真正コーラス、根尾中学校生徒によるオカリナ演奏などが披露されました。また、岐阜県指定重要無形文化財、本巢市無形文化財の長屋神社の馬かけも行われ、来場者からは大きな拍手を受けておりました。

当イベントは、本巢市商工会、本巢郡農業協同組合、本巢市における実行委員会にて行われました。大変盛大な地域全体のイベントになったと思います。合併して3年近くなる今、行政改革の点からも、また地域の一体感をますます促進する上からも、来期のイベントをさらに見直し、市全体

的なイベントを考えるべきときに来ていると思いますが、この補助金とか、開催位置のバランスとかをよく考慮していただいて、市全体のイベントを考えるべきときが来ておりますが、市長の考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

1点目、分庁舎方式はこのまま継続かということについてと、3点目のイベントについて、この2点についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

若原議員の分庁舎方式の継続についての御質問に対しましてお答えをいたします。

平成18年3月に策定いたしました本巢市行政改革大綱及び実施計画に基づきまして、本庁舎及び3分庁舎を、簡素で効率的な施設整備を検討するため、本巢市行政改革推進本部要項第6条に基づきまして、職員によります分庁方式検討委員会というのを、今設置いたしております。検討委員会では、行政改革大綱の基本方針であります二つの視点に立って検討を進めております。その第1の視点は、簡素で効率的な行政運営の推進に基づいた検討を進める必要があり、地方自治法運営の基本原則では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とうたわれており、これに基づき社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化、地方分権の進展などに的確に対応していきますため、これまで以上に簡素で効率的な行政運営を図っていかなければならないということでございます。

第2として、健全な財政運営の推進に基づいた検討を進める必要があり、極めて厳しい財政状況のもとで市民生活の充実を図り、新たな行政課題に的確に対応していくため、経費の節減と効率的な財政運営により財政の健全化を図り、安定した市財政基盤をつくり上げる必要があると、こういうことになっております。要は、あれもこれもやらなきゃいかんことは山積しているわけですが、借金をすればできるわけで、そういう形で財政運営ということを十分考えずにやってはいけないよということでもあります。そういうことを注意してやらないと、北海道のある市のような状況になるよということですが、そういうことを念頭に置きながら、分庁舎の廃止や本庁舎方式へ変更した場合には、施設の規模とかその建設費、推進管理などの経費、職員の配置数などがどの程度必要となるのか、現在本巢市公共施設利用計画策定業務というのを設計コンサルに委託をいたしております。この結果につきまして、行政改革推進本部で識見者の意見も聞きながら検討いたしますとともに、市議会及び行政改革推進委員会と情報を共有し連携して進めていきたいと、このように考えている次第でございます。

次に、イベントについての御質問がございました。本市のイベントは、合併前のそれぞれの地域で開催されておりましたイベントを引き継いできておりましたが、開催時期や内容が重複するものが多く見られます。それぞれのイベントは各地域の伝統に根づいたものであり、存続意欲が強くありましたが、関係者の格別の御理解をいただきながら、その整理統合を進めてきたところでございま

す。具体的には、「本巢源氏ほたるまつり」と「糸貫げんげ祭り」を統合して「花とほたる祭り」に、さらに「真正サマーフェスタ」と「真正ふれあい祭り」を統合し「ふれあいサマーフェスタ」に整理し、また能郷白山ファミリー登山とか、糸貫柿まつり、糸貫朝市を廃止してまいっております。市の第1次総合計画におきまして、地域住民の交流を深め、良好な地域コミュニティの育成と本巢市民一体感の醸成、愛着づくりの必要性を掲げているところでございます。現在、1地域1イベントを基本としまして、根尾地域では、「根尾盆踊り花火大会」、本巢地域では、「本巢織部祭り」、本巢・糸貫にかかわりますが、「花とほたる祭り」、真正地域では、「ふれあいサマーフェスタ」としているところでございます。また、全市的なイベントとしては、「根尾川花火大会」と「うすずみサマーフェスティバル」としまして、地域の特徴と創意工夫を凝らしながら、多くの皆さんに参加をいただいている次第でございます。

議員御指摘の11月19日に開催されましたもとす産業祭につきましては、本年は飛騨・美濃合併130周年という節目の記念事業として、県からの財政支援をいただいております。これに商工会、郡農協とともに本巢市も参加をいたしまして、地域の産業振興を目的として開催し、多数の方に来場していただきましたが、今後の実施につきましては県と調整しておりますけれども、県の支援が約束できないということで財源的な問題があり大変難しいのではないかと、このように思っているところでございます。いずれにいたしましても、平成18年3月に策定いたしました行政改革大綱にも示しましたとおり、限りある財源の中で効率的で簡素な行政運営を推進する中で、地域の個性や特徴を尊重しつつ良好な地域コミュニティを育成、市民の一体感の醸成と愛着づくり、さらには産業振興に向けまして今後とも内容や運営方法を見直すなど、イベントのあり方につきまして引き続き検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、真正地域の県道及び市道の整備の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、若原議員の2点目の御質問、真正地域の県道・市道の整備についてお答えをさせていただきます。

最近、本巢への相次ぐ大型商業施設の進出によりまして、国道・県道を初め市道においても、市外からの車の流入による混雑が顕著になってきておりまして、早期の道路整備が望まれているところでございます。現在、市内の道路整備の状況を申し上げますと、国道・県道の整備では、国道157号、主要地方道岐阜関ヶ原線等の整備が徐々に行われております。一般県道では、北方真正大野線で上真桑地内の交差点改良が進められておりまして、今年度中の信号機の設置が見込まれているところであります。また、田之上屋井と北方真正大野の政田地内の交差点を県で改良計画をしております。そのほか、曾井中島美江寺大垣線で五六川にかかる黄金橋においても、今年度中に補修計画を立てて早急に補修したいと県から報告を受けているところであります。財政状況の厳しい中、道路整備が思うように進まないのが現状でございますが、早期の整備を県に対しまして積極的に要

望してまいりたいと思います。

市道の交差点改良につきましては、今年度、県道田之上屋井線と市道真正1128・2188号線の政田天神前交差点で右折車線を設置し、その工事を実施しておりますし、今後におきましても道路整備につきまして計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

12番 若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

1点目の分庁舎方式につきましては、市の検討委員会の中で今後検討していくと、また検討しているということでございます。私も新庁舎とか新しいものをつくるとなると、また財政的にもかなり難しいものがあるとは考えております。そういった中で、やはり施設管理費が多くかかるということで、市民の間でも、将来的に分庁舎方式はもうこのまま行くのかと心配されるような声も出ておりますし、また将来を案ずる声が出ております。今後、検討されていかれるわけなんですけど、南北に長い本巢市でございますので、例えば今現在かなりの施設の廃止とかを考えられているかどうか分かりませんが、そういう面も多少なければ簡素化されないということですので、もし市長が今後こういう形が理想だというお考えがありましたら、検討委員会の中で考えていくからいいということであればいいんですが、市長が理想と思ってみえる構想がありましたら、ひとつ述べていただきたいと、なければ私は無理には言いませんので。

今現在、合併特例債を利用しているいろんな、例えば改装工事とか物を建てるとかいうことになりますと、先ほども出ましたあと7年という期限がありますので、そのあたりのところは検討ばかりしていたら時間が来てしまったということにならないように、ひとつお願いしたいと思います。

2番目の道路についてですが、部長の方から県道の整備については、政田地内の交差点の計画とか、黄金橋は今年度中に補修工事を行われるとか、また上真桑地内は西部縦貫道の交差点だと思いますが、信号機がつけていただけるということで、徐々にではあるが進めていただければありがたいなあと考えております。しかし現状におきまして、今の真正の庁舎、文化ホールのところから来る中央通りですね。あそこの天神前の東のところに信号機がついておりますが、以前に死亡事故もあったようなところでございまして、大変危険なところ。また、あそこからずっと上に上っていきまして踏切を越えると、県道との交差点に、かさはら看板さんというところがあるんですが、あそこもかなりの危険な箇所なんですね。地域の住民としましては、そういう危険な箇所は認識しておると思うんですが、偶然にも外部から来られた方との接触とか、聞くところによりますと、愛知県から来たとか、滋賀県とか来た人あたりが結構そういう事故に遭うと。危険箇所と私も認識しております。ぜひ、今後の計画の中で一度再点検をしていただきまして、少ない財政の中で大変苦しいと思いますけれども計画的にやっただけのように、県の方には働きかけていただきたいと。市道については、ぜひそういう危険箇所を一つでもなくすようお願いしたしとっております。御所見があれば、またひとつよろしくお願いします。

イベントにつきましては、先ほど市長から、地域の行事は一つずつバランスをとって各地で開催していると。市のイベントについては、今の「根尾川花火大会」やら、「うすずみサマーフェスティバル」といった市の行事だと、このようにお聞きをいたしました。中身を少し見てみますと、先ほど私が言いました産業祭が糸貫のモレラの北側の市の土地で開催されたということで、これは開催が商工会だったということもございますけれども、地域の住民によってはなんかバランスが悪いんじゃないかと、そんなような苦情も聞きまして、やはり補助金の面とか、金額の面とか、地域性のことも考えていただきまして、中にはいろいろと勘違いをしております、根尾川花火大会は旧糸貫でやっていたから、糸貫のイベントじゃないかとか、市全体の行事ということを御理解いただけない方もお見えですので、そのあたりのところをやはりバランスよく考えていただきまして、今年度につきましては、前年から比べるとイベントが統合されたり、廃止されたりでちょっと簡素化されて、これについては評価できるんですが、この18年度におきましても少しバランスが悪いというような感じもいたします。ぜひ再検討していただいて、また19年度に向けてこのイベントを開催していただければと思います。また御所見がありましたら、ひとつよろしくお願いします。

○議長（上谷政明君）

1点目の分庁舎方式と、3点目のイベントについてを市長から再答弁を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

分庁舎方式に対します再質問に対しましてお答えをいたしたいと存じます。

分庁舎そのものは、庁舎の関係は箱物でございます。箱物を考えますと、先ほどの質問にもございましたが、幼保の保育施設・幼稚園施設、あるいは学校施設の耐震化もあるわけでございます、そういったものを並べてみますと順位としては、やはり子供たちのための施設をちゃんとしていかないかんじゃないかということ順序としては考えるわけでございます。糸貫分庁舎につきましても、御指摘のありましたとおりでございます。私もあそこで何年か過ごしたわけですが、町長室も雨漏りしますし、台風のときになると全部南側の窓からすごく水が入りまして、職員はタオルを窓際に当てて押さえるというようなことございました。空調も御指摘のように、温度調整ができない。一定の温度でやりますので、今ですと物すごく暑くなっちゃって、暑くても下げるわけにはいかんというような、古い形式の空調でございます。こういうことございまして、私は最終的には、先ほど申しました設計コンサルの結果がどう出てくるか大変期待しておるんですが、今のところ、まだ皆さんとも話しておりませんので私見になりますが、まず第1段階、糸貫庁舎を緊急避難的に避難する既存施設にという措置が大事ではないかと。その第2段階として、市内の庁舎全体を考えていくというようなことをとった方がいいんじゃないかと。たまたま先ほどのイベントでもそうございましたが、糸貫のイベントをかなり減らしてきております。私自身は糸貫出身ということもあって、そういった抵抗もある程度は防げたんじゃないかと思えますし、この庁舎につきましても、そういう足がかりをつけておきたいというような気持ちを持っております。もちろん、地域調整課は残すという形で、支所は残して庁舎については方向をそういう形で定めることができない

かということで、このコンサルがどのような結果を出してくるか、こういうことに大変期待しておるところでございますので、今は私はそんな考えを持っています。これは皆様と十分協議をしていかなきゃいかんですが、一部私見も入れて申し上げた次第でございます。

イベントにつきまして、先ほど詳しく金額も申されまして、つり合いを表現されたんですが、それぞれの地域の方から見れば、それほど大変関心のあることと思っております。したがって、議員発言の件も十分参酌しながら、19年度のイベントのあり方を検討してまいりたいと、このように思っているわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、真正地域の県道と市道の整備についてを産業建設部長に答弁を求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

再質問でございますが、危険箇所点検のお話が出ました。このことについては、毎年交通安全協会、それから北方警察署、またそれぞれ道路管理者が出まして危険箇所の点検を現場において実施しております。そういった中で、先ほど来出ております交差点等、我々もそういったところも危険箇所に上げて、そういった機会に現場を見ながら点検し、対応できるように進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

12番 若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

ただいま分庁舎方式については、今後コンサルタントの結果待ちと、私的な市長のお考えもお伺いしました。十分検討していただきまして、住民サービスが十分できるように配慮していただきたいなあと、こんなふうに思います。

道路につきましては、部長の方からまた交通安全の面からも点検しておるということでございます。ぜひ、ひとつよろしく願います。

イベントにつきましても、19年度は市長の方からまたよく考えておくと、検討しておくというお答えをいただきましたので、大変ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（上谷政明君）

以上で、通告による市政一般に対する質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月20日に開会を予定しておりました本会議は、議事の都合により休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月20日に開会を予定しておりました本会議は休会とすることに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

12月22日午前9時より本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員